

平成 15 年 第 3 回

高森町議会 9 月定例会会議録

平成 15 年 9 月 22 日 開会

平成 15 年 9 月 30 日 閉会



高 森 町 議 会

9 月 2 2 日 (月)

(第 1 日)

平成15年第3回高森町議会定例会（第1号）

平成15年9月22日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

7番 本田 生一君

8番 甲斐 廣國君

日程第 2 会期の決定について

(1) 会 期（9日間）

自 平成15年9月22日

至 平成15年9月30日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
9月22日（月）	本会議	提案・説明
9月23日（火）	休 会	
9月24日（水）	本会議	質疑・付託
9月25日（木）	〃	一般質問
9月26日（金）	休 会	各常任委員会
9月27日（土）	〃	
9月28日（日）	〃	
9月29日（月）	〃	各常任委員会
9月30日（火）	本会議	委員長報告・討論・採決

日程第 3 決議第 1号 高森町議会議員佐伯金也君の議員辞職勧告に関する決議について

日程第 4 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて
(平成15年度高森町一般会計補正予算)

- 日程第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 同意第 6 号 高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 8 議案第 36 号 高森町移動通信用鉄塔整備事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第 9 議案第 37 号 高森町移動通信用鉄塔の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 38 号 高森町総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 39 号 平成 15 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 12 議案第 40 号 平成 15 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 13 議案第 41 号 平成 15 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 14 議案第 42 号 平成 15 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 15 議案第 43 号 平成 15 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第 16 認定第 1 号 平成 14 年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1 番 | 宇藤 敬 君 | 2 番 | 白石 博 昭 君 |
| 3 番 | 山室 克 尋 君 | 4 番 | 山村 将 護 君 |
| 5 番 | 甲斐 直 三 君 | 6 番 | 野中 謙 三 君 |
| 7 番 | 本田 生 一 君 | 8 番 | 甲斐 廣 國 君 |
| 9 番 | 後藤 和 昭 君 | 10 番 | 甲斐 正 一 君 |
| 11 番 | 相馬 俊 行 君 | 12 番 | 三森 義 高 君 |
| 13 番 | 佐伯 金 也 君 | 14 番 | 後藤 英 範 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（23名）

町長	藤本正一君	助役	阿南哲也君
収入役	芹口誓彰君	教育長	佐藤昭也君
総務課長	渡辺哲郎君	企画財政課長	村上源喜君
商工観光課長	佐伯実範君	住民生活課長	瀬井公吉郎君
保健福祉課長	岩下光広君	税務課長	後藤秀希君
農林振興課長	広木富八君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	桐原一紀君	高森中央出張所長	田上真一君
草部出張所長	二子石衛君	野尻出張所長	岩下健治君
収入役室長	岩下昭久君	教育委員会事務局長	岩下生人君
監査事務局長	佐伯秀和君	農業委員会事務局長	村嶋兵志郎君
総務課長補佐	古澤建生君	企画財政課長補佐	甲斐敏文君
代表監査委員	吉良嘉人君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局長	佐藤幸一君
--------	-------	--------	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

会議に先立ち、町長のごあいさつをお願いいたします。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

本日は、9月定例町議会を開くことに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。議員の皆様におかれましては、公私極めてご多忙の中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げるところでございます。

さて、去る7月20日の未明に水俣芦北地方を襲った集中豪雨は多くの尊い人命を失い、大きな災害の爪痕を残しました。亡くなられました19名の皆様に心からご冥福を申し上げますとともに、被害を受けられました多くの方々に対し、お見舞いを申し上げます。

ところで、本年は、稀にみる異常気象でありまして、長い梅雨冷夏に次いで、9月には夏本番を思わせるような天気になりまして、特に、自然を相手にされる農業を生業にされている方々にとりましては、目まぐるしい展開があったらうとお察しをいたすところでございます。また、これに伴いまして、農産物の影響にも多少あるのではないかと危惧をいたしているところであります。本町といたしましても、作況指数等に配慮しまして、必要であれば、住民の方々が安心して暮らせるような対策を講じてまいる所存でございます。

また、合併問題におきましては、すでに報道等でご承知のとおりでございますが、蘇陽町に意見照会をしておりましたことにつきましては、去る8月8日、蘇陽町から議会に付議しない旨の回答を得たところでございます。今後とも本町の将来を左右する合併問題に関しましては、議会にご相談を申し上げながら、より良い方向で検討をしていきたいと、そのように考えているところでございます。

今時定例議会におきましては、承認が1件、諮問が2件、同意が1件、条例案3件、予算案5件、認定が1件、合わせて13件のご審議のお願いを申し上げます。なお、人事案につきましては、追加提案をさせていただく予定でございます。諸議案の内容につきましては、別の機会にご説明をさせていただきたいと存じますが、何とぞよろしくご審議くださいまして、ご決議、またご承認を賜りますようよろしくお祈りを申し上げまして、あいさつといたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） どうもありがとうございました。

ただいまから、平成15年第3回高森町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（相馬俊行君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番 本田生一君、8番 甲斐廣國君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（相馬俊行君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 本田生一君。

○議会運営委員長（本田生一君） おはようございます。

会期の報告を申し上げます。議会運営委員会に付託されておりました平成15年第3回高森町議会定例会の会期につきまして、本日9月22日より30日までの9日間と決定いたしております。以上、報告いたします。以上です。

○議長（相馬俊行君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日9月22日から9月30日までの9日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 決議第1号 高森町議会議員佐伯金也君の議員辞職勧告に関する決議について

○議長（相馬俊行君） 日程第3 決議第1号、高森町議会議員佐伯金也君の議員辞職勧告に関する決議についてを議題といたします。

13番 佐伯金也君については、本人に関する議案でありますので、除斥となります。退場をお願いします。

〔佐伯議員退場〕

○議長（相馬俊行君） 本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、10番 甲斐正一君。

○10番（甲斐正一君） おはようございます。10番 甲斐です。

提出者を代表いたしまして、高森町議会議員佐伯金也君の議員辞職勧告に関する決議について趣旨説明を行います。

今回の決議は、高森町議会議員佐伯金也君が、平成15年9月2日から3日にかけて東京都の東京国際フォーラムホールで開催された第13回町村監査委員会全国研修会に参加するため出張されましたが、9月3日の午前中に行われた第2日目の研修会に参加せずに議会選出監査委員の立場で財団法人休暇村協会本部を訪問するなど、疑念を抱かせるような行動及び発言を行ったことは、議会選出監査委員としてはもとより、議会議員としても極めて不適切な行動、発言だったと考えます。また、その関係者から町長及び議長に対して、公開質問状が出される事態となったことは極めて遺憾であり、高森町議会に対しての住民の信頼を著しく傷つけるものであり、極めて責任が重いのであると考えます。

ここに高森町議会議員佐伯金也君に責任を厳しく問い、その責任の自覚と反省を強く求めるため、議員辞職勧告に関する決議を行うものでありますので、議員各位におかれましては、趣旨を重く受け止めていただき、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

なお、議員各位におかれましては、今回の決議を自らのこととしてとらえ、議会議員の原点を見つめ直し、言動には慎重を期し、今後このようなことを再び招かないよう自粛、自戒されますよう付け加えまして、趣旨説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、決議第1号について採決をいたします。

本案については、起立採決によって行います。

決議第1号について、原案のとおり決議することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（相馬俊行君） 起立多数です。よって、決議第1号、高森町議会議員佐伯金也君の議員辞職勧告に関する決議については、原案のとおり決議することに決定しました。

これより、13番 佐伯金也君の入場を認めます。

[佐伯議員入場]

- 議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君に申し伝えます。決議第1号、高森町議会議員佐伯金也君の議員辞職勧告に関する決議については、原案のとおり決定しましたので、その旨申し伝えます。

-----○-----

日程第4 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて

- 議長（相馬俊行君） 日程第4 承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

- 町長（藤本正一君） 専決処分の承認についてをご説明を申し上げます。

承認第10号で提案しております専決処分については、平成15年度高森町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

専決の内容は、本年8月の豪雨により災害を受けた町道柳谷～木郷線の公共土木施設災害復旧について、自然災害査定を受け、補助対策と認められましたので、地域交通の確保など、住民生活の維持のため、早急に復旧する必要があり、専決したものです。

今回の補正額は393万5,000円の追加であり、これを現計予算と合算いたしますと、44億5,766万2,000円となります。第2表、地方債の補正につきましては、この町道柳谷～木郷線の災害復旧事業実施に伴い追加するものであります。

以上、専決しました主な内容については申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いをいたしまして、説明を終わります。

- 議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決します。

本件について、承認することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

-----○-----

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第5 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを説明を申し上げます。

現職の人権擁護委員の岩下敬公氏は、4期12年にわたり人権擁護行政にご尽力、ご協力いただきましたが、その任期が平成15年10月31日をもって満了するため、その後任として高森町大字色見1825番地、山室英子氏を推薦するものであります。同氏は、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任者であり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

どうか、ご決定くださいますようお願いを申し上げ、提案説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本件については、山室英子氏を適任とすることにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、山室英子氏を適任とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 6 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第 6 諮問第 2 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 諮問第 2 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明を申し上げます。

現職の人権擁護委員の馬原清二氏は、4 期 1 2 年にわたり人権擁護行政にご尽力、ご協力いただいておりますが、その任期が平成 1 5 年 1 0 月 3 1 日をもって満了するため、その後任として引き続き、高森町大字津留 6 9 3 番地、馬原清二氏を推薦するものであります。同氏は、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任者であり、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

どうか、ご決定をいただきますようお願いを申し上げて、提案説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第 2 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本件については、馬原清二氏を適任とすることにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第 2 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、馬原清二氏を適任とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 7 同意第 6 号 高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第7 同意第6号、高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 同意第6号、高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてをご説明を申し上げます。

現職の教育委員会委員の本田英明氏は、2期7年にわたり、本町の教育行政にご尽力、ご協力をいただきましたが、その任期が平成15年9月30日をもって満了するため、その後任として、高森町大字草部665番地、二子石鉄幸氏を任命するものであります。

同氏は、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、教育委員として適任者であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

どうか、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げ、提案説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、同意第6号、高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本件については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、同意第6号、高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

議案第36号及び議案第37号については、本日は、提案のみといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号及び議案第37号については、本日は提案のみとすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 議案第36号 高森町移動通信用鉄塔整備事業分担金徴収条例の制定について

- 議長（相馬俊行君） 日程第8 議案第36号、高森町移動通信用鉄塔整備事業分担金徴収条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。企画財政課長 村上源喜君。

- 企画財政課長（村上源喜君） おはようございます。

それでは、議案第36号でご提案申し上げました高森町移動通信用鉄塔整備事業分担金徴収条例の制定についてご説明申し上げます。

このことにつきましては、本年6月定例会におきまして分担金収入を補正承認いただいたところでございますけれども、今回は地方自治法第228条第1項の規定に基づき、徴収条例の制定をお願いするものでございます。なお、分担金につきましては、事業完了後、年度内に納入されることとなっております。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

-----○-----

日程第9 議案第37号 高森町移動通信用鉄塔の設置及び管理に関する条例の制定について

- 議長（相馬俊行君） 日程第9 議案第37号、高森町移動通信用鉄塔の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。企画財政課長 村上源喜君。

- 企画財政課長（村上源喜君） 議案第37号でご提案申し上げました高森町移動通信用鉄塔の設置及び管理に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回、設置します施設は、完成後、高森町の施設となりますので、第3条に規定しておりますように、電気通信事業者に使用を許可し、維持管理を行わせるとの内容でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

-----○-----

日程第10 議案第38号 高森町総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 日程第10 議案第38号、高森町総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 議案第38号でご提案申し上げました高森町総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

これは、平成15年6月1日付けで機構改革が行われ、審議会の庶務を担当する課を企画観光課から企画財政課に改正するものでございます。ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号、高森町総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号、高森町総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

議案第39号から議案第43号まで及び認定第1号については、本日は提案のみといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号から議案第43号まで及び認定第1号については、本日は提案のみとすることに決定をいたしました。

-----○-----

日程第 1 1 議案第 3 9 号 平成 1 5 年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第 1 1 議案第 3 9 号、平成 1 5 年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第 3 9 号で提案を申し上げました高森町一般会計補正予算について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 1 億 5 2 3 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 5 億 6, 2 9 0 万円とするものでございます。

8 ページに移らせていただきます。債務負担行為につきましては、電算システムが導入後約 9 年を経過し、関係器具のトラブルが発生するようになったことに伴い、最悪の場合を想定し、器具の入れ替えを実施するものであります。限度額 1, 8 5 7 万 4, 9 2 0 円とするものでございます。

9 ページ、地方債の補正につきましては、今回 1, 9 7 0 万円を補正計上しておりますが、災害復旧事業実施に係る財源として補正するもので、補正後の借入限度額は 6 億 9, 7 4 0 万円となります。

それぞれ歳入の主なものについてをご説明を申し上げます。

1 2 ページ、地方交付税につきましては、今回補正の財源として 2, 4 0 0 万円を計上いたしております。次に、負担金につきましては、単県治山事業に係る負担金を計上しております。

1 3 ページで、公共土木施設災害復旧に係る国庫補助金 3, 5 7 4 万 3, 0 0 0 円を、また、衛生費国庫補助金につきましては、今回、要望しておりました車椅子送迎車両の購入費が認められたため、補助金 7 0 万 3, 0 0 0 円を計上いたしております。このことによりまして、体の不自由な方が車椅子から降りることなく、各所のサービスを提供できるようになります。

1 4 ページ、林業振興県補助金につきましては、単県治山事業に関わる財源を計上いたしております。また、林道災害復旧費及び農業災害復旧費に係る県補助金 6 6 9 万円を計上するとともに、繰入金は車椅子送迎車両の購入費用に係る財源として 1 0 2 万 2, 0 0 0 円及び平成 1 4 年度介護保険特別会計に繰り出しておりました精算金 9 9 5 万 2, 0 0 0 円を計上いたしております。

続きまして、歳出の主なものをご説明を申し上げます。

今回の補正は、6月に行われました人事異動に伴う人件費を全般にわたって調整をしております。17ページ、企画費は6月議会においてご承認をいただきました野尻地区移動通信用鉄塔施設整備に伴い、事業実施の上から予算の増減を伴わない節の組み替えを行っております。

次に、電算室においては、先に債務負担行為の設定でご説明を申し上げましたが、電算本体の器具入替経費のうち、本年度支払分について計上しておりますが、これにより、税務をはじめとするデータの管理と安全性が確保できるものと思えます。

19ページに、賦課徴収費では、次期申告事務に係る賃金及び長引く不景気から業績の悪化に伴う法人税に係る前納分の還付に要する経費を計上しております。

24ページ、保健衛生総務費は要望しておりました車椅子送迎車両の購入費が認められたことにより、車両購入の経費を計上しております。このことによりまして、体の不自由な方が車椅子から降りることなく各種のサービスを受けることになります。また、購入後は、高森町社会福祉協議会に貸し付けることにより、サービスの充実を図る予定でございます。

次に、保健事業費では、今年度から基本検診に合わせ、胃ガン検診を実施したことにより、大幅な受診率の向上になりましたので、所要の経費を計上しております。このことは、住民の健康の維持に大きく寄与するものと考えております。

25ページ、農業振興費では、単県治山事業として祭場地区の事業を実施しております。

27ページ、道路維持費では、長雨による影響によります地域からの改修要望に対応するための予算を計上をいたしております。

29ページ、教育費のうち事務局費につきましては、少子化が進行する中、子育て支援の一環として、また、次代を担う子供達の保護者の方々へのお祝いの意味を含めまして新入学児童へのランドセルの配布をするための予算を計上いたしております。このことから、保護者の経済的負担が軽減、また長い目で見ての少子化の歯止めになればと期待をいたしているところでございます。

30ページ、学校施設管理費では、小学校統合に伴いますスクールバス停留所を設置いたしました。今回用地の確保ができました洗川、小倉原の2棟の設置予算を計上いたしております。このことによりまして、統合によりますバス停留所設置につきましては完了をいたします。

次に、中学校の学校建築費につきましては、高森中学校プール建設に伴う予定地

の地質調査費を計上いたしております。また、火山灰の降灰地域であることを考慮し、屋内プールとして整備することにより、学校後の利用期間が延長できること、夜間でも一般開放することが可能であり、住民の健康増進につながるものと思われまます。よって、プール上屋の設計委託料を追加計上いたしました。

31 ページ、公共土木施設災害復旧費につきましては、8月の豪雨により被害を受けました町道柳谷～木郷線他15件の復旧のため予算を計上いたしました。査定終了後、早急に復旧に着手し、安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

32 ページ、農地等災害復旧及び林道災害復旧につきましては、先ほど申し上げましたが、8月の豪雨により被害を受けられました鍋の平線その他災害復旧を実施したいと思ひます。

次に、社会福祉振興基金費につきましては、平成14年度介護保険特別会計への繰入金精算されたことに伴い、995万2,000円を積み立てるものでございます。

以上、今回、提案しております内容につきまして、ご説明を申し上げましたが、審議の上、決定をいただきますようお願いを申し上げ、説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひをいたしします。

-----○-----

日程第12 議案第40号 平成15年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第12 議案第40号、平成15年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 後藤秀希君。

○税務課長（後藤秀希君） 議案第40号、平成15年度高森町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、説明を申し上げます。

今回の補正は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ1億27万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億2,753万4,000円とするものです。

予算書7ページの歳入は、平成14年度予算の精算額を繰越金として計上いたしております。

8、9ページの歳出の主なものは、款2保険給付費の項1療養諸費、項2高額療養費及び款5共同事業拠出金でそれぞれ今年度支出見込額との差額を負担金補助及び交付金として計上いたしております。また、款8諸支出金では、平成14年度実

績による国への償還金を計上、さらに、残る歳入との差額を款10予備費に計上いたしております。

以上、概略を説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

-----○-----

日程第13 議案第41号 平成15年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第13 議案第41号、平成15年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 岩下光広君。

○保健福祉課長（岩下光広君） おはようございます。

それでは、議案第41号、平成15年度高森町介護保険特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,006万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,625万円とするものであります。

次に、補正いたしました歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

まず、歳入につきましては、国庫負担金、社会保険支払基金交付金の平成14年度不足分精算金と平成14年度の繰越金を計上いたしました。

次に、歳出につきましては、保険給付費の増額補正と財政安定化基金拠出金の減額補正、並びに財政安定化基金貸付金償還金及び一般会計の繰出金を補正計上いたしております。

以上、補正予算の概要についてご説明申し上げましたが、慎重にご審議いただき、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

-----○-----

日程第14 議案第42号 平成15年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第14 議案第42号、平成15年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。水資源対策課長 桐原一紀君。

○水資源対策課長（桐原一紀君） おはようございます。

議案第42号でご提案申し上げました平成15年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出にそれぞれ346万4,000円を追加し、予算総額を1億5,350万4,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、6ページからご説明申し上げます。歳入の款6繰越金につきましては、平成14年度分の繰越金の額が確定いたしましたので、346万4,000円を補正計上いたしました。

7ページの歳出では、6月の職員異動に伴います人件費の補正と款4の予備費に325万7,000円を補正計上いたしました。

以上、提案説明をいたしました。よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

-----○-----

日程第15 議案第43号 平成15年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第15 議案第43号、平成15年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。水資源対策課長 桐原一紀君。

○水資源対策課長（桐原一紀君） 議案第43号、平成15年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算第1号について、ご説明いたします。

農業用水供給事業の補正につきましては、既定の歳入歳出にそれぞれ96万7,000円を追加し、予算の総額を1,621万8,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、6ページをお開きください。歳入、款3の繰越金は平成14年度分の繰越額96万7,000円を補正計上いたしました。

7ページの歳出につきましては、繰越額96万7,000円をそのまま予備費として補正計上いたしました。

以上、提案説明をいたしました。よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

-----○-----

日程第16 認定第1号 平成14年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（相馬俊行君） 日程第16 認定第1号、平成14年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について、代表監査委員の審査報告を求めます。代表監査委員 吉良嘉人君。

○代表監査委員（吉良嘉人君） おはようございます。

決算報告の前に一言ごあいさつを申し上げます。

今回の全国町村監査委員研修の折りに際しまして、不適確な行動及び発言がありましたことに対しまして、深くお詫び申し上げます。

それでは、平成14年度の高森町一般会計・特別会計決算審査意見書を報告申し上げます。

平成14年度高森町各会計決算及び財産の運用状況審査意見書、第1、審査の概要・対象といたしまして、平成14年度は省略いたします、高森町一般会計歳入歳出決算、高森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、高森町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、高森町老人保健特別会計歳入歳出決算、高森町農業用水供給事業特別会計歳入歳出決算、高森町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算、高森町介護保険特別会計歳入歳出決算、そして附属書類であります。財産に関する調書、基金の運用状況調書を添付いたしております。審査の期間は5日間行っております。

2ページをお開けください。

3、審査の手続き、この決算審査に当たっては、地方自治法第233条第2項の規定により、町長から提出されました平成14年度歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証書類との照合等、通常、実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認めましたその他の審査の手続きを実施いたしました。

第2、審査の結果、審査に付された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿、その他証書類と照合した結果、偽りのないものと認められました。

財産の管理状況及び基金運用については別で述べさせていただきます。

3ページの表の方は後ほどゆっくりご覧いただきたいと思います。

ア、一般会計歳入決算額は54億326万6,000円、歳出決算額は53億2,284万5,000円で、予算現額に対し、収入率100.2%、執行率98.8%であります。これを前年度と比較しますと、歳入決算額においては7,878万7,000円、歳出決算額において2,873万円それぞれ減少しております。歳入においては、町債が増加した一方、地方交付税をはじめ、町税・繰入金・地方消費税

交付金・ゴルフ場利用税交付金等が減少している。歳出においては、土木費・衛生費・農林費が増加し、総務費・商工費・災害復旧費・公債費・諸支出金が減少いたしております。

イ、国民健康保険特別会計歳入決算額8億8,809万5,000円、歳出決算額7億5,661万7,000円で、予算現額に対し収入率99.2%、執行率84.5%であります。歳入に国民健康保険税の収入未済額3,391万1,000円と諸収入の収入未済額9,335万円がございますが、未収の解消に特段の努力をお願いするものであります。

ウ、簡易水道事業特別会計歳入決算額1億6,322万5,000円、歳出決算額1億5,826万1,000円で、予算現額に対し、収入率101.3%、執行率98.2%であります。前年度との比較は、歳入決算額で1億9,783万3,000円、歳出決算額で1億7,884万4,000円それぞれ減少いたしております。これは、前年度において、テレメーターの更新が完了したことによるものであります。

エ、老人保健特別会計、歳入決算額1億2,111万1,000円、歳出決算額1億2,920万9,000円で、収入率98.4%、執行率99.1%を示しているが、実質809万8,000円の赤字を計上し、15年度より繰上充用しております。今後は、予算管理に十分留意されるよう要望するものであります。

オ、農業用水供給事業特別会計、歳入決算額は1,816万円、歳出決算額1,549万3,000円であります。予算現額に対し、収入率は99.9%、執行率は85.3%となっております。歳入の主なものが、財産運用収入であることから、運用については格段の配慮が必要と思われます。

カ、鉄道経営対策事業基金特別会計、歳入決算額1,891万2,000円、歳出決算額1,891万2,000円で、収入率は100%、執行率も100%であります。鉄道経営は近年特に厳しさを増していることから、収益改善を図る方策を再度見直す必要があると思われます。

キ、介護保険特別会計、歳入決算額5億7,989万4,000円、歳出決算額5億7,175万7,000円で、収入率は100.1%、執行率は98.6%であります。この事業も年々需要が増加していきますことから、ほかの事業との関連を見ながら運営していく必要があると思われます。

5ページは決算収支の状況を表に表しております。6ページにまたがっております。

7 ページです。一般会計の決算収支は、歳入歳出差引残額 8,042 万 1,000 円であります。この額には前年度の実質収支額 1 億 2,255 万 1,000 円が加算されており、この額を実質収支額から控除した額マイナス 4,213 万円が単年度収支額であります。また、歳入歳出決算額には積立金支出、地方債繰上償還などの財政上のプラス要素と積立金取り崩しのマイナス要素があり、これらの金額をさらに加算し、控除して整理した金額が実質的なその年度収支残高となり、1 億 1,386 万 7,000 円の赤字となっております。他の会計も同様の見方によって、国民健康保険特別会計では 557 万 4,000 円の黒字、簡易水道事業特別会計においては 1,898 万 9,000 円の赤字、老人保健特別会計で 809 万 8,000 円の赤字、農業用水供給事業特別会計で 279 万 4,000 円の赤字、鉄道経営対策事業基金特別会計で 61 万 3,000 円の黒字、介護保険特別会計で 262 万円の赤字となっております。それぞれの会計の財政動向考察に当たっては、実質収支額のみでなく、実質単年度収支額にも留意すべきであると思われま

す。8 ページは、町税収納状況を表に表しています。9 ページにまたがっております。

10 ページが国民健康保険税の収納状況を表に表しております。

12 ページが財政の構造、歳入の構造を 12 ページに表しております。

13 ページになります。自主財源と依存財源の構成割合は 22.4% 対 77.6% となり、この対比を前年度の割合と比較すると、自主財源が 1.4% 下回り、依存財源がその分上回っております。一方、依存財源では、県支出金、町債、地方譲与税がそれぞれ上回り、地方交付税、国庫支出金、利子割交付金、地方消費税交付金等がそれぞれ下回ることとなりました。以上のことから、財源構成を考察すると、本町の財政基盤が構造的に弱いものを表しており、今後はさらに自主財源確保の研究工夫が求められるところでございます。

14 ページは歳出決算額を収支別に表に表しております。

15 ページの財政構造の弾力性、健全な財政運営の要件は、収支の均衡を保ちながら、経済の変動や町民要望に対し得る弾力性を持つものでなければなりません。普通会計における財政力の動向、財政構造の弾力性を判断する指標としては、財政力指数、経常収支比率、経常一般財源比率、公債費比率等の指数が用いられております。本町の各財政比率の推移は、表 7 のとおりでございます。

ア、財政力指数、財政力を判断する指数で、この指数が 1 を超える場合には、普通交付税の不交付団体となり、それだけ財源に余裕があるとされております。14

年度は前年度より0.009ポイント上昇いたしております。

イ、経常収支比率、財政構造の弾力性の指標として用いられ、通常町村規模では75%程度に収まることが妥当とされております。14年度は前年度より3.8ポイント上昇し、硬直化の傾向にあります。今後とも経常的経費の抑制を図るとともに、経常一般財源の確保に努める必要があると思われま。

16ページです。経常一般財源比率、標準的な行政活動を行うために必要な一般財源の額に対する町税等経常的に収入される一般財源の割合で、この比率が100を超える度合いが高いほど、経常一般財源に余裕があるとされております。14年度は101.4%で、前年度より0.7ポイント上昇いたしております。

公債費比率、地方債の借入に伴う後年度の財政負担を計数的に示すもので、この比率が町村規模では12%を超えないことが望ましいとされております。14年度は12.1%であります。昨年度より0.8ポイント改善されております。

公債費負担比率、この比率は一般財源総額に占める公債費充当一般財源の割合を示す指数で、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされております。14年度は18.3%で、前年度2.5ポイント下回り、改善の後が見られております。

起債制限比率、公債費比率の算定式の分母と分子から事業費補正により、基準財政需要額に算入された公債費を控除した算式より得られた比率の過去3年度間の平均値20%を超えますと一部の地方債を許可しないものとされております。本町は7.5%であります。

以上、全体的に財政の硬直化が見られる中、特に、経常収支比率が悪化していることから、今後の財政運営にはさらなる配慮が必要であると思われま。

17ページには起債の状況を表しております。

18ページの資金運用状況、本年度は、一時借入金もなく、良好に運用されております。

財産の管理状況、ア、有価証券出資による権利及び債権の管理は良好であります。土地・建物・山林等の公有財産台帳においても、概ねよく整備されております。なお、公共用地の登記事務については、随時適正に整備されておりますが、今後も一層努力されたいと思ひます。また、遊休化している土地については、売却処分等の促進が図られ、さらに、土地利用計画との整合性も図り、効率的な財産の管理運営に努められたい。

イ、物品管理については、主管課である総務課に物品台帳の正本を備え、各課で使用保管すべき備品台帳副本を備え、それぞれ出納記録を行うこととされてお、

その整備が図られております。備品は町の財産、言い換えれば、町民の財産であり、使用及び保管については、慎重に対応されるよう要望するものであります。なお、各学校の備品管理については、教育委員会と密に連帯し、台帳整備、シールの貼付等、万全を期せられたいものであります。

ウ、車両については、有効に活用を図り、今後とも車両の点検を充実し、安全確保を図られたい。

エ、町有林については、立木価格が長期低迷の中ではありますが、今後とも一層の努力をお願いするものであります。

オ、教職員住宅については、閉鎖状態や使用されていないものが見られ、また、老朽化等により、使用が困難なものも見られます。教職員の住宅のあり方について、検討を加えられたいと思います。

結び、現下の地方財政を見ますと、長期不況の経済情勢等の影響から、地方税や地方交付税の落ち込みにより、極めて厳しい状況になっております。

こうした中、本町においては、行財政のスリム化、効率化、重点化に積極的に対応し、限られた財源を重点的、効率的に配分するとともに、これまで以上、さらに徹底した削減を図り、町税の収納率向上等の収入確保に最大限の努力をされたことは認められておるところであります。

以下、主な内容について、所見を付します。

まず、歳入面については、税を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、納税者が不公平感を抱くことのないよう、地方税法を厳格に適用するなど、収入未済の解消に努められたい。また、温泉館、湧水トンネル等の入館入園料は自主財源の1つであり、収益の確保に特段の英知を結集されるよう望むものであります。

一方、歳出については、町民ニーズの変化を踏まえ、今後、ますます少子高齢化が進む中、地域福祉施策の充実、生活関連社会資本の整備及び農林業をはじめとする産業振興などの重要施策課題に対していくため、高森町が担うべき役割とその財政需要はますます増大するものと予想されることから、より以上の行財政改革を推進し、義務的経費、物件費、補助費等は特に創意工夫を図り、弾力性のある財政運営を堅持していかれるよう特段の努力を期待するものであります。

続きまして、平成14年度の各基金の運用状況審査意見書を述べさせていただきます。

1、監査について、地方自治法第241条第1項後段の定額の資金を運用するための基金が設けられておりますが、法令並びに条例に基づいて適正に効率的運用が

なされているか、計数に誤りはないか、また、基金の目的に沿った運用がされているか、審査した結果は、次のとおりであります。

第2、審査の結果及び意見、定額の資金を運用するための基金は次のものであり、審査の結果、適正に運用され、計数及び関係書類と審査の結果、適正と認められました。今後とも基金の目的に沿って運用されたい。

国民健康保険高額療養費支払資金貸付基金、この基金は、被保険者が高額な医療費を支払う場合に、被保険者の負担を軽減するため、高額療養費支給まで一時立替する基金で、額は500万円であり、貸付総額は13件、153万3,800円でありました。

以上、高森町一般会計・特別会計の決算審査意見書をご報告いたします。

○議長（相馬俊行君） 吉良代表監査委員さん、どうもありがとうございました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

-----○-----

散会 午前10時56分

9 月 2 4 日 (水)

(第 2 日)

平成15年第3回高森町議会定例会（第2号）

平成15年9月24日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 議案に対する質疑並びに付託

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1 番	宇 藤 敬 君	2 番	白 石 博 昭 君
3 番	山 室 克 尋 君	4 番	山 村 將 護 君
5 番	甲 斐 直 三 君	6 番	野 中 謙 三 君
7 番	本 田 生 一 君	8 番	甲 斐 廣 國 君
9 番	後 藤 和 昭 君	10 番	甲 斐 正 一 君
11 番	相 馬 俊 行 君	12 番	三 森 義 高 君
13 番	佐 伯 金 也 君	14 番	後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町 長	藤 本 正 一 君	助 役	阿 南 哲 也 君
収 入 役	芹 口 誓 彰 君	教 育 長	佐 藤 昭 也 君
総 務 課 長	渡 辺 哲 郎 君	企 画 財 政 課 長	村 上 源 喜 君
商 工 観 光 課 長	佐 伯 実 範 君	住 民 生 活 課 長	瀬 井 公 吉 郎 君
保 健 福 祉 課 長	岩 下 光 広 君	税 務 課 長	後 藤 秀 希 君
農 林 振 興 課 長	広 木 富 八 君	建 設 課 長	色 見 隆 夫 君
水 資 源 対 策 課 長	桐 原 一 紀 君	高 森 中 央 出 張 所 長	田 上 真 一 君
草 部 出 張 所 長	二 子 石 衛 君	野 尻 出 張 所 長	岩 下 健 治 君
収 入 役 室 長	岩 下 昭 久 君	教 育 委 員 会 事 務 局 長	岩 下 生 人 君
監 査 事 務 局 長	佐 伯 秀 和 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	村 嶋 兵 志 郎 君

総務課長補佐 古澤建生君 企画財政課長補佐 甲斐敏文君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 長尾和博君 議会事務局係長 佐藤幸一君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 議案に対する質疑並びに付託

○議長（相馬俊行君） 日程第1 議案に対する質疑並びに付託を議題といたします。

なお、答弁については、自席からの発言を許します。

-----○-----

議案第36号 高森町移動通信用鉄塔整備事業分担金徴収条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 議案第36号、高森町移動通信用鉄塔整備事業分担金徴収条例の制定についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第37号 高森町移動通信用鉄塔の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 議案第37号、高森町移動通信用鉄塔の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第39号 平成15年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第39号、平成15年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。4番 山村将護君。

○4番（山村将護君） 一般会計の補正予算について質問させていただきます。

29ページ、教育費、教育総務費、事務局費中、報償費の小学校入学児童ランドセル購入費についてお伺いいたします。まず、教育費中の報償費という性格上の取り扱いが適当であるか否かという質問でございます。報償費と申しますのは、申すまでもなく、役務に対する対価であるはずですが、この点についてお伺いいたします。次に、この予算は6月補正ではなく、今回の補正となったのはいかなる理由なのか、2番目ですね。3番目に、3万円という金額の妥当性です。それから、4番目に、何がゆえの小学生のみの予算であるのか、町長にお伺いしたいと思います。

それから、これに関連いたしまして、17ページ、総務費、総務管理費、交通安全対策費の需用費、ランドセルシール印刷代10万8,000円計上されております。先ほどの質問と同一案件のものと思われれます。どうして、教育費と総務費に分けて計上する必要があるのか、併せてお伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今の4番議員さんにお答えいたしますけれども、先日、ご説明を申しあげましたように、少子化が進行する中で、子育ての支援の一環として次代を担うためのお祝い、これをやることにおいて、保護者の経済的負担の軽減、また、長い目で見れば、少子化の歯止めになるんじゃないかならうかと期待をいたして、今回、予算を計上したところでございます。

また、6月にと、何でこの6月かということでございますけれども、6月は本格予算ということで、本当に少し予定と申しますか、この予算を組むことまで、そこ

まで私の方がまだよく踏み込んでおりませんでしたものですから、今度、9月の予算に計上いたしたところでございます。

教育の方で組んだということでございますけれども、イメージ的に私が思いますに、やはり、なんと申しますかピカピカの1年生でございますし、教育の一環として次代を担う子供さん方にランドセルの配布をしたということで、教育委員会の方をお願いをいたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 岩下生人君。

○教育委員会事務局長（岩下生人君） ご質問の中で、報償費に計上しておるのが妥当かというお尋ねでございます。これにつきましては、ご存じのとおり、地方財政関係の中の用語の中に、報償費というのは、今、お話がありましたように、役務的なことがあるんじゃないかという言葉がありますが、その中に詳細に区分してありますのが、いわゆる賞賜金、あるいは売上金、また、そういう中に今回は賞賜金的な意味合いがあるんじゃないかということで、私達の方ではその取り扱いをさせていただいております。その賞賜金の意味合いと言いますのは、ここに書いてありますように、だいたい人命救助的な謝礼、あるいは犯人逮捕者に対する賞与金、あるいは犯人通報者等に対する協力謝金、あるいは、卒業生善行者に対する表彰金、あるいは、その中に共進会とか、文化祭、展覧会、あるいは優秀者、入賞者に対する賞金を払う副賞と、いろいろ評価を褒め称える意味があるということで、今回は、賞賜金的なことに該当するんじゃないかというような判断を、私達事務の方ではさせていただきました。そういうことで、今回の計上につきましては、報償費というのの中に計上いたしております。

よろしく願いしておきます。

○議長（相馬俊行君） 4番 山村将護君。

○4番（山村将護君） ただいま賞賜金という言葉がございました。ランドセルを現物で支給するのは賞賜金なのか、いかがなものか、お答え願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 岩下生人君。

○教育委員会事務局長（岩下生人君） 一応この中に書いてありますのは、金品等も含むということで、そういう言葉を私達は認識をいたしまして、金品を含むということは、金、あるいは品物という言葉がありますので、そういうことで、そういう解釈をさせていただいております。

○議長（相馬俊行君） 4番 山村将護君。

○4番（山村将護君） それから、私が質問いたしました交通安全対策費の件についてもよろしくをお願いします。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 交通安全の新入児童のランドセルシールでございますが、これにつきましては、昨年までは黄色のカバーを配布いたしておりました。これに対しまして、安全性を考え、交通安全の方から今度はシールを配布するというので、今回計上いたしております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。教育委員会事務局長 岩下生人君、3万円の根拠を教えてください。

○教育委員会事務局長（岩下生人君） これにつきましては、ご存じのとおり、鞆というのは、かなり金額によっていろいろ差が出ております。だいたい今回は、ある程度のやつは買い与えたいということで、ご存じの通り6年間は使用できる可能性のものをどうしても買ってやりたいというのが現在の町長の考え方のございますので、これにつきましては、これは議会が通りましたら、早速この鞆につきましては、どのランドセルが学校で使いやすいのか、いろいろありますので、いろいろ品物によってもいろいろ使い方、あるいは、長持ちいろいろあると思いますので、これにつきましては、品物の選定に当たっては十分委員会といたしましては、学校あるいは保護者、いろいろ意見を徴して、何らかの形をつくって、選定に当たっていきいたいというふうに思っております。

そういうことで、若干この金額よりか下がるようには一応計画してみたいなというふうに思っております。ただ、目標としましては、今言いましたように、商売人それぞれ町の中ありますので、1つ品物が選定されますと、非常に大きく社会的にも影響を及ぼす品物でございますので、十分これについては、委員会といたしましては、今後、学校あるいは関係者の方と選定委員会をつくるのか、あるいは、非公式な選定委員会によって、これを決定するのか、早速、予算決定後につきましては、早速その作業に入りたいというふうに思っております。よろしくお願ひしておきます。

○議長（相馬俊行君） 4番 山村将護君。

○4番（山村将護君） ありがとうございます。教育費ばかりですが、30ページの学校建築費の委託料、高森中学校プール上屋設計委託追加150万円とあります。この上屋というのは、全天候型のプールをつくる設計だろうと私は推測しております。

す。ただ、150万円という委託料が出ておる以上、本体工事は5,000万円近くになると私は推察しております。でありますから、この事業が総合計画に合致したものであるか、整合性はあるのかどうか、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 岩下生人君。

○教育委員会事務局長（岩下生人君） 今、お話がありましたように、プール建設につきましては、議員さんもお存じのとおり、以前から高森中学校のプール改築については出ていることは、お存じのとおりでございます。今回、お存じのとおり、高森町立の小中学校施設との開放に関する条例等もありますが、そのことも踏まえまして、お存じのとおり、高森中学校につきましては、今回の学校建築に当たりましては、非常に学校開放に非常に利便性の高い建築法ということで、お存じのとおりでございます。それに併せまして、プールにつきましても、お存じのとおり、現在では7月からだいたい8月いっぱい、もう2学期になりますと、プールは非常に寒くなって使用されていないというふうな現状であります。で、そういうことで、先だって、ちょっとよそのことを言いますとあれですが、町村の視察いたしますと、かなりプールの利用の期間というのが、長くなっております。地域によっては、本町よりか約2、3度よりか低いと思いますけれども、だいたい6月の頭ぐらいからだいたい聞いてみますと、9月いっぱいも使えるんじゃないかというふうなお話もいただきましたので、そういうことで、当初の計画からだいたい屋内をつけて、社会教育にも町長が提案の中で申されましたように、広く使うようにしたらいいんじゃないかということで、かなりお存じのとおり、プールが現在ではもういつも期間が短いために使用度というのが、非常に期間が短いということで、これを屋内にすることによって、非常に利用度を高く、あるいは、期間も長く学校教育でも長く使えるというふうなことで、計画をしたらどうかということのご提案です。

今、お話がありましたように、計画性の中で、それとの整合性というお話がありました。当然、プール等の建設というのは出ておりますので、それをあくまでもじゃなくちゃならんということはどうもないというふうに思います。プールの建設というのは、一応整合性は私はあるというふうに思っております。よろしくお願ひしておきます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。14番 後藤英範君。

○14番（後藤英範君） 入学式が終わって子供は、皆、ランドセルを買っていると思いますが、それをまた買ってあげるんですか。

○議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 岩下生人君。

○教育委員会事務局長（岩下生人君） 一応先ほどからありますように、今回の補正は、6月に補正が必要じゃなかったかというお話もありましたが、一応今回なったというのは、ご存じのとおり、来年度に向かって入学をそれぞれ保護者の方々、あるいは、親類の方々、一応入学の準備をされるということで、早く町の方が来年度の新人児童に向かって買ってやるということが外に出ますと、一応そういうことで、本年から来年の入学者から町の方で買ってあげるんだということになろうということで考えております。

今、お話出ましたように、お金の云々というお話が出ましたけども、これにつきまては、政策的なことをございますので、町長の方からご答弁をしたいと思ひます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、局長が申しましたとおりでございますけども、少子化対策の一環として、ほかのなにがしということでございますけども、他町村によりますと、第3子からとか、第5子からどうか、いろんな各町村なされておりますけども、今のところ、このランドセル配布と申しますか、少しでも少子化対策の歯止めになればということで、今回、初めて、それに対して予算を組んだところでござひます。

今後、いろいろと財政許すものであれば、いろんな自主財源なんかいろんなことを考えまして、許すものであれば、そういう面に関しましても、1つの少子化対策、高齢者対策ももちろんでござひますけども、予算を組んでまいりたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 他にござひませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

先ほどからランドセルの問題がずっと出ておりまして、これは、私の文教委員会の方で検討する問題とはなりますけども、あえて1つだけ整理したおきたいと思ひます。1つは、財政が非常に厳しいということで補助金等の見直しを図っていくというのが大きな課題として、今回の町長には課せられております。その中であつて、こういうランドセル、非常にある意味では喜ばしい部分もあるかと思ひます。その辺の補助金の見直しを含めた上でこういった少子化対策という一環としてランドセルを購入していくというやり方についての町長の姿勢を再度、お聞きしたいのが1点。

もう1つは、少子化対策という言葉では簡単ですけども、實際的に、他にどうい

った方策を町長自身が考えておられるのか、あるいは、各関係の課の方で考えておられるのか、これを併せて2点お伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） まず、補助金の見直しといろいろとカットと申しますか、補助金の全体的な見直しを委員会をつくってお願いをいたしているところでございます。当然、何十年もそういう補助金を出しまして、それだけの効果と申しますか、なかなか効果というのは言葉で表せるものではないし、ちきりにかけるわけにもいきませんが、そういう流れにわたって、ただ漠然と補助金等が出ている可能性もあると、そういう全体的な見直しをしてくださいということでございます。

また、ランドセルを、カットするところでどうしてまたプラスの方向が、そういうお金のいることをするかということかと思えますけども、これは、昔は、何十年か前まではまだそういう少子化対策とか、そういうことがまずなかった、最近になってここ十数年来が高齢社会となりましたし、また、少子化対策が目に見えて、日本全体がそういうところになっているところでございますから、そういうための一環でございます。出すものは出さにと、1つの施策として、私の方針としてやっていきたいと、そのように思っております。

ただ、今、補助金の見直し等につきましては、各課の課長さんから、また地域の方から推薦をしていただきまして、今、委員会を開いて進んでいるところでございます。

少子化施策は、今、ランドセルも1つでございますけども、もう1つさっき14番議員さんに申しましたように、いろんなもので施策ができるものなら、財政の許すことなら、政策もやってまいりたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 保健福祉課長 岩下光広君。

○保健福祉課長（岩下光広君） 今回、予算書で22ページに計上しておりますが、先日、国会で次世代育成法案が通りまして、この中で、今回、予算をオーバーしておりますが、委託の中で少子化対策、これは当然、少子化対策なんですけど、そういうことで、住民のニーズですね、幼児関係、そういうところを調査しまして、今、町長からもありましたように、予算の範囲内で検討していかなければならないと思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 全部、文教の委員会の中ですので、詳しいことはあとでまた委員会の中でお聞きしたいと思いますけども、あえて言いますならば、少子化対策の

中の意味合いで、子供を増やすための施策をするのか、経済的援助をしていく施策を進めるのか、やはり高森町としては、どの方向で少子化対策をねらっていくという部分、その部分をやはりきちっとたわなないことには、あれもやり、これもやり、結果的には何かわからないと、僕はその辺で町長の方にきちっとしたこういう具体策、高森は経済的援助を行いますよと、あるいは、子供が増えるような施策、子供が安心してここで育てられる環境をつくりますよとか、やはりその柱の部分をやったいただきたいというふうに考えている次第でございます。ランドセルが3万円でございますけども、例えば、子供会等は1団体につき3万円です。15、6名が活動している子供会、20名の団体もありますけども、でも3万円です。果たして、その子供会の育成で地域の少子化対策として位置づけるならば、その3万円とランドセルがどういう関連があるのか、そういったことまで入ってくるものと思いますので、再度、少子化に対する町長の本当の基本的な部分のお考えを最後に示していただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 結果は子供会、それは子供さんがいろんな会がある、いろんな青少年育成の一環として子供会とか、いろんなものがあろうかと思っておりますけども、やはり、経済的負担軽減において、少しは子供さん、保護者の方々の経済的軽減を和らぐことにおいて、少子化、子供さんを生んで育てていただくということで、生むことにより少子化に歯止めがかかるんじゃないかと、そのような考えでございます。子供会とまた少子化対策とはちょっと違うような気がいたしますけども、私自身が経済的負担を軽減することにおいて、少子化対策に歯止めがかかるのではなからうかなと、そのような考えでございます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 12番 三森でございます。

ただいま、教育関係の予算の中でいろいろ出ているところでございますが、山村議員、野中議員の言われました重複するかと思いますけれども、先ほど、野中議員の方からちょっと出ております財政的に厳しいおり、補助金見直し等々という言葉も出ております。片一方では、補助金を大に見直さなければならないという町長姿勢の中で、新しい予算を策定するという、子育て支援事業という言葉はすばらしいものでございますけれども、これまで支援事業の中でいろいろな形で今やりやります。ましてや、本年は総合計画の見直しでございますので、今、策定中であろうかと思っております。その中で、具体的に子育て支援はどうか、どうやっていくのか、

せっかくの新町長が誕生し、これからの方向性というものを総合計画の中で示して、新たに予算を策定するというのが基本ではなかろうかと私は思います。あえて駆け込んで、この9月の時期に少子化対策の中で子育て支援事業、3万円のランドセルを1年生に贈ろうではないか、すばらしいこととございます。しかしながら、今、始まったばかりの見直し、財政的にいろいろと検討しなければならない総合計画の策定という非常に大事な時期ではなかろうかと思えます。そういう中で、この予算というものは少し唐突ではなかったろうかと、本当に町長が子育て支援、少子化を止めるならば、総合計画の中でちゃんとした形でうたっていただいて、それから予算執行をした方がすばらしい予算の格付けになったのではなかろうかと、私はあえてこの件については申し上げたいと思います。その点、町長、よろしく願います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 総合計画の中にも当然、そういう少子化対策、また高齢者対策と、そのようなことは当然、出てくるものと思えますけども、やはり、補助金見直し、その時代が求める今まで補助金、いろんな補助金を渡してある中において、それは全体的な見直し、これは、今時代が求める少子化の対策でございます。その総合計画を求める、それじゃなくて、即少子化対策実行していくべきではなかろうかなと、そういうことで、今回、提案をいたしたところでございます。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 町長の意気込みとして、今申し上げられたと思います。しかしながら、その意気込みもここ半年、ちゃんとした計画の中にうたってこそ本当の予算の格付けというものができると私は私なりに考えております。その点は今後、3万円が妥当か否か、これに対してもしかり、本当に1年生、真新しい1年生がランドセルを背負っていく、これはすばらしいこととございます。しかし、家庭の中では、じいちゃん、ばあちゃん、せっかくの1年生にこれは俺達の贈り物だという1つの希望もあろうかと思えます。本当に3万円が全部買ってやって、町はこんなに少子化対策のためになるんであろうか、そこらあたりもひとつ考えていかなければならないことでもあるし、私は金額に対してどうこうではありません。その持つて行き方が、家庭の中で何がやり方が一番妥当なのか、これ、何もかもいただくことが一番いいことではございます。しかし、持つて行き方によっては、方向を間違える可能性もありますし、家庭というものはその中から生まれてくる家庭でございますので、その点もとくにご審議いただきたいと思っております。よろしく願います。

いたします。以上です。

○議長（相馬俊行君） 10番 甲斐正一君。

○10番（甲斐正一君） 10番 甲斐です。

非常に今、文教委員さんの方からいろいろございましたが、これは、文教委員会のいろいろしていただくのが筋ではございますし、また、中央中学校という立場の中で、1つの小学校が統合しまして、すばらしいランドセルが同じ形で皆が背負っていくということは、私はすばらしいじゃないかというふうに賛成するわけでございます。やはり、いろんな面で財政も厳しいというふうに思いますけれども、やはり町長が打ち出した案は、統合した学校でございますので、やはり、60名という非常に昔で言えば1クラス分しかないわけで、そういう中で、皆が同じランドセルをからっていくということは、私はすばらしいなというふうに思うわけでございます。

○議長（相馬俊行君） 10番議員さん、質疑の時間ですので、討論ではありません。他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第40号 平成15年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第40号、平成15年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第41号 平成15年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第41号、平成15年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第42号 平成15年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第42号、平成15年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第43号 平成15年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第43号、平成15年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

認定第1号 平成14年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（相馬俊行君） 認定第1号、平成14年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 監査報告がございましたけれども、私、この監査報告の中で、2、3点、お聞きしたいというふうに思っております。

1つは、農業用水供給関連の報告の中で、非常に基金積立取り崩さなければならない状況になっております。これは、もう前の議会でもいろいろ問題がありまして、建設経済委員だけではなくして、どこだったですかね、県にも行きまして、その対策、いろいろお願いをしておったところでございますけれども、その後の結果、どうなっておるのか、係にお聞きしておきたいということです。

それともう1つは、財産管理運営、これはもうなかなかよくできておるといような形での報告がございましたけれども、1つだけお伺いしたいのは、清栄山に町有林がございます。この管理はどなたに任せられて、どのようになされておるのかをお聞きしたいというふうに思っております。

その2つ、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 水資源対策課長 桐原一紀君。

○水資源対策課長（桐原一紀君） 農業用水関係の現在の運営状況はどうかということでございますけれども、元々農業用水につきましては、今現在、基金を設けておりまして、A基金、B基金、C基金ということで、A基金につきましては、農業用水施設の維持管理に当たるものということです。

○9番（甲斐廣國君） 県にいろいろ陳情に行き、お願いをしておったその後の経過。

○水資源対策課長（桐原一紀君） その後については、ちょっと私の方がまだ勉強して

おりませんので。

○議長（相馬俊行君） 収入役、よかですか。

○収入役（芹口誓彰君） 前の担当課長ということで、私の方から説明をさせていただきたいと思います。

県に陳情に行きまして、県の予算の中で、経費の削減策につきまして、いろいろ検討するというので、役場と県とで対策委員会を設けたところでございます。その中でいくつかの案が出ましたけれども、いろいろ検討いたしまして、県の方で削減対策に対する提言書が出されております。これは、平成14年度にできあがりしましたので、早速、組合の方と協議をいたしまして、どの案が一番いいのか、検討いたしまして、今現在、検討中でございます。さらに、佐伯議員の方からも3点ほど提案なされておりますので、それも併せて組合の方に提言を申し上げまして、今現在、担当の方が検討なされているということでございます。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 町有林の管理につきましては、財産管理の方で行っております。清栄山の分に関しましても、年次ごとに一応計画で下刈り、枝打ち当たり対応していると思います。もし、なっていない状態であれば、またしばらくして今後対応を検討したいと思っています。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 清栄山、おそらく10町ぐらいあるのかな。もう植え付けただけで何も手入れがなくて、まったくここら辺で言うふうそう山、そういう状況でありますので、誰が管理して、どうなっているのか、私達も、うちの部落の人達も町はせっかくの財産をあまりにもずさんなやり方じゃないかというふうな声が上がっておりますので、早速調査をしていただいて、的確な措置をとっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

本件は、各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は、各常任委員会に付託することに決定をいたしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午前10時35分

9 月 2 5 日 (木)

(第 3 日)

平成15年第3回高森町議会定例会（第3号）

平成15年9月25日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	指名	事項	要旨
1 番	宇藤 敬	1 議員研修を受けて	1 志木市役所で行われている行政パートナー制度について、この制度を農業・林業後継者に適用できないか
		2 湧水公園について	1 公園の宣伝費として、町民が有機堆肥栽培した野菜等を町で買い取り、入園者にお土産として無料で配布できないか（50円程度・一定期間）
2 番	白石 博昭	1 高森オーガニックアグリセンターについて	1 開設から現在までの状況 これまでの生産量、これからの販売計画について 2 管理運営体制について
		2 合併に関する今後の町政のあり方について	1 合併問題について蘇陽町から議会に付議しないとの返答があったが、今後合併問題についてどのように考えておられるか 2 もし合併しないとすれば今後どのような施策を考えておられるか

議席	指名	事項	要旨
4番	山村 将護	1 学校統合について	1 今後、学校統合の問題をどう解決されようとしておられるか
		2 稀少野生生物の保護策について	1 本町に自生・生息する稀少野生生物の保護・保全のためには如何なる方策が必要なのか
6番	野中 謙三	1 行政改革のとらえ方	1 費用対効果の町長の考え方 2 行政事務範囲の考え方 3 各種行政の行政責任について

日程第2 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	宇藤 敬君	2番	白石 博昭君
3番	山室 克尋君	4番	山村 将護君
5番	甲斐 直三君	6番	野中 謙三君
7番	本田 生一君	8番	甲斐 廣國君
9番	後藤 和昭君	10番	甲斐 正一君
11番	相馬 俊行君	12番	三森 義高君
13番	佐伯 金也君	14番	後藤 英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(22名)

町長	藤本 正一君	助役	阿南 哲也君
収入役	芹口 誓彰君	教育長	佐藤 昭也君
総務課長	渡辺 哲郎君	企画財政課長	村上 源喜君
商工観光課長	佐伯 実範君	住民生活課長	瀬井 公吉郎君
保健福祉課長	岩下 光広君	税務課長	後藤 秀希君
農林振興課長	広木 富八君	建設課長	色見 隆夫君
水資源対策課長	桐原 一紀君	高森中央出張所長	田上 真一君

草部出張所長	二子石	衛 君	野尻出張所長	岩 下	健 治 君
収入役室長	岩 下	昭 久 君	教育委員会事務局長	岩 下	生 人 君
監査事務局長	佐 伯	秀 和 君	農業委員会事務局長	村 嶋	兵志郎 君
総務課長補佐	古 澤	建 生 君	企画財政課長補佐	甲 斐	敏 文 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長 尾	和 博 君	議会事務局係長	佐 藤	幸 一 君
--------	-----	-------	---------	-----	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

お諮りいたします。お手元に配布してあります日程にしたがって議事を進めていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 一般質問について

○議長（相馬俊行君） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） おはようございます。1番議員の宇藤 敬でございます。

本日は、9月22日に開会いたしました第3回定例会の町長の補正予算の趣旨説明、その他お聞きした上での一般質問をさせていただきます。

その前に、議会冒頭でございましたが、私どもの同僚議員であります佐伯金也君の辞職勧告決議案というものが議決されたわけでございますが、この重大性をいち早く認識されまして、藤本町長は、関係者並びに国民休暇村本部へのいち早いお詫びと精神的苦痛を受けられた関係者の皆様にお詫びをされました。このことに關しまして、いち早い行動をとられまして、ことが大きくならなかった、このことも藤本町長のおかげだと思っております。藤本町長の行動に心から感謝を申し上げますとともに、敬意を表するものであります。また、相馬議長におかれましても、藤本町長同様に、議会の権威と名誉のために精一杯のご尽力をされました。このことにも重ねて御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

さて、一般質問に移らせていただきますが、9月の9日、10日、11日、私、議員、また町長も一緒でございましたが、国会への陳情、また、山梨県の小淵沢町、埼玉県志木市に行政視察、また研修に行っていました。その中で、非常に印象に残ったといたしますか、非常に強いものを受けたのが、志木市での研修でございました。志木市役所、ここで「これからの志木市の実現に向けて」という大きな指針をつくられておりました。これはどういうことかといいますと、役所で本当にやる仕事はどのようなものなのかということを検証されたそうでございます。これ

は、一般の市民の方もその委員会をつくられて入られたわけですが、役所としての事業事務が927事業、現在あったそうでございます。現在というか、その委員会で調べられた時点ですね、これがゼロベース、本当にいるのかいないのかと、そういうことで検証作業されましたところ、430事業は廃止または縮小、あるいは見直しでもいいんじゃないかと、約半数近い事業は役所としてやらなくてもいいんじゃないかと、それぐらい徹底して役所のことを見直されたそうでございます。これから、いろいろ合併問題、あるいは、国からの補助金の削減とか、いろいろ言われている中で、やっぱり役所として先にこういうことを見ていくと、こういうことになるんだという非常にいい例を見させていただいたと思っております。

その中で、将来的には、今、603名、607名だったですか、いらっしゃる職員が20年後には300人でいいと、もっと究極的に突き詰めていくと、公選による市長、これは市長さんですが、市長、あるいは議会の議員、それを補佐する地方公務員として30人から50人ぐらいおればいいんじゃないだろうかと、それぐらいの小さな自治体を目指すんだと、そういうことをおっしゃっておりました。

その中で、じゃあ、職員が減ったから仕事がなくなるかと、そういうわけではありません。それを補完するために、行政パートナー制度というものを志木市としては取り入れておるんだということをお話になっておりました。これはどういうことかということ、職員がどんどん減っていくわけですけども、じゃあ減って行って、行政サービスがそのままうまくいくかということ、やっぱりそこにどうしても難しい部分があると、そういうことで、行政パートナーという制度を入れて、そこを補完していくとごさいます。対象者を主婦、あるいは退職後の老人をパートナーとして迎えてやっていくんだというお話しされておりました。

これは、高森町に素直に当てはめることはできないわけですが、まず、町長さんにお聞きいたします。これからの将来像、高森町の将来像を見た時に、こういう役所としての仕事の見直しをされる用意があるのかどうか、これから総合計画等もまた新たにつくられるわけですが、そういうのを踏まえた上で、町長に展望があるのかどうか、そこら辺をお聞きしまして、基本の質問を続けさせていただきます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

今、1番議員さんからお褒めをいただきまして、大変感謝を申し上げているところでございます。大変、今志木市のお話が出ましたけども、私も議員さんの皆様と

一緒に研修会に参加をさせていただきました。本当に真剣な研修会でしたし、1時間半で終わるところが2時間半もかかって本当に真剣に研修いたしました。大変勉強になったところでございます。

今、埼玉県志木市というお話でございましたけども、私も一、二、あそこの担当の方に市長さんも最後にお出でになりましたから、質問いたしたところでございますけども、あまりにも高森町とは少しかけ離れた地域ではないかなと少し思いました。ただただ6万6,000有余の人口の方、また都市近郊に近い、10分か15分で東京のど真ん中に行ける、そして、9キロ平方強ぐらいの広さと、9平方キロメートル強に6万6,000弱の方がおるわけでございますし、私どもと少し考え方が変わるかなと思います。

それと、また、今の質問でございますけども、当然、補助金、いろんな面で厳しい財政面もきております。当然、行政改革、当然やっていくべきだろうと思えます。今後、また、そういうことに関しましては、皆さま方とご相談を申し上げながら、十分やってまいりたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） それでは、特に、高森町の産業というのは、これはやっぱり、農業・林業でございます。そういうのを考えていきます時に、どうしても農業後継者がきちっと育たないといえますか、きちっと定着していただけない、そういうところがどうもお見受けする部分があります。それで、例えば、志木市の行政パートナー制度の、応用といえますか、こういう感じで、表現はあくまで志木市の言葉を使っているわけで、町長がいろんなアイデアを出されて結構だと思えますけども、例えば、農業後継者、きちっと農業をやっておられる方で、例えば、農閑期に仕事がないものですから、ないものですからという表現はおかしいですが、農閑期にどこかに仕事にでられると、そういうことで、あちこちお仕事に、町外なんか仕事に出られる方が結構いらっしゃるわけでございますが、例えば、こういう行政の仕事の見直し、あるいは、ワークシェアリングといえますか、仕事の持ち合い、こういうのをうまく利用して、例えば、役場の職員の身分を与えるという意味じゃなくて、役場の仕事のお手伝い、そういうものがないものか、そして、これを志木市の試算をみますと、1人当たり1時間単価700円と、1日8時間労働、週休2日制でございますから、月20日間、これを12カ月間出られると年間135万円ぐらいの金額になりますと、これには退職金、あるいは年金、あるいは共済、そういうのを一切ない。多分、労働災害保険だけは掛けてあると思えますが、一切の保

障はないんだということでした。例えば、これ1年間出てくださいという
と、それは農業できませんから、例えば、農業の忙しい時期はちゃんと農業やって
いただいて、農閑期、例えば、稲じのが終わって田植えが始まるまでとか、そうい
う期間を毎日とはいいません、例えば、きちっと目鼻がたつような現金収入になる
ような形で、役場のお仕事を手伝っていただく、あるいは、その他の役場が持つて
おる施設、そういうところでの役務をしていただくとか、こういうことはできない
ものか、そして、そういうことで、きちっとある程度の収入の道ができるならば、
農業の方に一生懸命打ち込んでいただいて、私は農業の専門家じゃございませんか
ら、何がいい、かにがいいということは絶対言えませんし、また、そういう立場に
もございませんが、本当に農業のプロとして、高森町のブランド品をつくっていただ
くと、そういうことができるんじゃないかなと私は思っているんでございますが、町長さん、
こういう制度を導入してくださいとは言いません。ただ、こういう
ものを応用した形で、何とか農業後継者が土地に住めると、そういう形に何とかや
っていただけないものか、そういうお考えがあるかどうか、町長さんからお聞かせ
いただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 1番議員さんが研修会にお出でになって大変勉強されたとい
うことがありありと見えるわけでございますけども、今、申しましたように、高森町
も農林業の後継者といいますか、従事者、余力ある期間を農閑期の間に行政のパー
トナーと、お手伝いしてはどうかという質問でございますけども、確かに、一時
期、農閑期の間、副収入を得るために近郊、また熊本市内、季節労務者と申します
か、季節で遠いところの自動車会社に半年間行って来たとか、そういう話はよく聞
いておりますけども、最近では、農業の形成が変形いたしまして、施設園芸等が普
及しておりますして、冬場の方は逆に忙しかったり、農閑期の中に土づくり等を真剣
に考えると、そのようなことも最近はなされております。毎年の農業収入を増やす
ためには、方々すんでおることでございますし、行政機関、堆肥センター、専門の
オペレーター等必要と言います。それも含めまして、行政機関ばかりでなく、反対
に農繁期の従事者をしたてる農家もありますので、農家以外の方ができますものな
ら、手伝いができますように、お互いに安心して、またいろんなものを仕事が頼め
る、また仕事ができる、総合的な人材バンクと申しますか、そのような人材バンク
みたいものをつくって、行政の方からお世話をしていけると、そのような方法の方
が私ども高森町には必要ではないかなと、そのように今のところは考えておりま

す。

確かに、アドバイスをいただいておりますし、そのような方向も十分検討してまいりたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） 私も少し認識不足の点もありまして、いろいろ町長からのご指摘もありまして、非常にいい意見を拝聴いたしました。これから、町の総合計画等もおつくりになると思います。どうかそういう中にもやっぱり立派な農業後継者、林業後継者を地元に残すと、残して結婚していただいて、立派な子供達が育っていく、このことが高森町にとって一番大事なことでございますので、どうか、こういうパートナー制度、あるいは行政に少しでも席を置くというだけでも女性にとっては非常にあこがれる部分もございます。そういうのを名刺に刷って「俺はこういうこともやっているだ」ということであれば、また、お嫁さんが来ないこの地域ではありますけど、また別な意味で、女性にあこがれを持たれるような地域になっていくんではないかなと思っております。そういうことで、ぜひ、今おっしゃった人材バンクも含めて、町長さんにはまたすばらしい高森をつくるために、ご尽力いただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。これは、私が考えたというよりは、私にこういうふうにご答弁書をつくってお持ちになった方がいらっしゃいます。何とか聞いてくれんだろうかと、そういうことで、私も読みました。私の専門外のこともございますし、実際、私が自分の目で見たこと、自分の体が行って見たことしか質問いたしません。それ以外のことは質問しませんので、これをお書きになった方には大変失礼な部分もあるかと思っておりますけど、非常にすばらしいことが書いてありました。その中で、これ、私もちょっと町民の方からいろいろお話しされて、自分もこれはちょっとお聞きしようかなと思ったことと共通する部分があったものですから、お聞きするわけですが、湧水公園のことです。100円から300円に入場料の値上げになりました。これ、私も賛成しましたので、そのことに関しては一切異議を申し立てるものではございません。ただ、「何で100円を300円に一遍に上げたつか」と、「人が来んごつなったらどぎゃんするか」と、結構あちこちで言われました。それでも、「いや、そこには相当な投資をしているんです。これを何とか回収せないかん部分あります」と、「そういうことで、町の方が毎日行きますか。そういうことでもないはずですよ。そういうことで町外から来られた方に応分の負担をしていただくという形で値上げを私どもは賛成し

たわけでございますから、そこら辺はご承知おきいただきたい」というふうにお話をしたわけでございます。

その中で、この私にいただいた答弁書の中にもあったんですが、せっかく、300円上げられたと、町長、あるいは、商工観光課長からの答弁にもあったように、それに見合う付加価値は付けるんだというお話があっておりました。それで、例えば、高森町の農家でできた有機肥料、有機堆肥で栽培した野菜、これは高い金額言いません。例えば50円程度ぐらいをビニール袋か何かに入れて、入館された方におあげする、あるいは、アグリセンターができておりますが、あそこでつくっておられる肥料から量的に間に合うかどうかわかりませんが、例えば、刈干しですね、あれを混ぜてつくった肥料、結構ほしいという人は多いみたいです。例えば、入館される方に50円というとおこがましゅうございますが、それぐらいの付加価値みたいな形で、これは永久にやれというわけではございません。ある一定期間でよろしゅうございます。野菜がとれる時期とか、あるいは堆肥がたくさんできて余っている時期とか、そういう時期に、例えば、入館される方におみやげとしてあげることができないものかどうか、町長さん、商工観光課長、どちらさんでも結構です。ご答弁いただければ、ありがたいです。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、1番議員さんからの湧水館に対しての問題かと思えます。

6月の議会に各議員さんをお願いいたしまして、300円と100円ということで値上げをいたしたところでございます。私も皆さん方が心配をなされたように、また、本当にそうになったらどうかな、どうしようかなと、本当に夜も眠らんごつ心配をしたところでございました。

それが、今日は参考のために申し上げますけども、おかげさまと申しますか、9月現在の値上げしてからの状況をちょっとご説明申し上げますけども、9月21日までに2万5,484名の方が来ておられます。平成14年の同じ時期に9月の月をトータルいたしますと、2万4,496人の方が9月1カ月でお出でになっております。平成15年の9月の月は、今現在もう2万5,000、約1,000人ほどオーバーして、9月の期間入館をされております。金銭的に申しますならば、平成14年の9月の収入は227万3,650円となっております。今、今回値上げを皆さん方をお願いした結果は、今、9月の21日、あと10日残して21日現在で、733万560円の湧水館に収入があつてございます。ここ1カ月の間に、町のいろんな財源と、何に使うかは別にいたしまして、もちろん、使う使わないは皆

さんと一緒に相談して決めることでございますけども、おかげさまを持ちまして、506万1,950円の増収が20日間で現在なっているのが現実でございます。

大変、今回期待ができるなと思いますのは、10月10日の俵山トンネルがまた開通いたします。それから、こっちにちょっと町の方に関しましても、県道28号が未回収部分があと800メートルほど津留部落でございます。それもおかげさまで、議長も一緒に早急に町の観光の目玉と道路がないことには車が来ませんものですから、そういう意味で、地域の地主さん方に貴重な財産でございますけども、何とか協力をいただきたいということで、3回ほど伺いまして、何とか許可をいただきまして、今度取り入れが終わりましてから、県道28号に関しましては、県の方がそこに入ると、そして早急に着工してやろうと、もちろん、県の方も待ち望んでおられたようでございましたし、結果的には、そのような方向でございます。この10月10日を境目にして、来年の県の方の工事がどのようになるか、計画は存じておりませんが、今のところ、その津留部落の県道28号が改良されれば、もう少しそれ以上のお客を望めるんじゃないかなと、また、今回、ここ何日前にもアジアナ航空と韓国の方との熊本の国際便が週3回か出ております。ここ2カ月ぐらい前にもアジアナ航空の専務さんがお出でになりまして、役場の方にお出でになりまして、ひとつ高森町の観光の中に1つ組み込みたいというご意見でございました。当然、熊本空港から高森町まで40分ぐらいで来るようになるということでもございましたから、高森町の名所と申しますか、食文化も大変ございますものですから、一緒に田楽を食べに行きました。向こうの方、専務さんと3人ほど一緒におられてございましたものですから、頼んでどうでもこうでも湧水館とは申しませんでしたけども、高森町の観光地を国際的にもひとつ組み込んでくださいと、そういうふうなお願いをいたしましたし、通りすぎの客じゃなくて、泊まり、滞在型ができるような施設があるといいかなとか、そのようなことも真剣に話したところでございます。

何分にも今、湧水館のことを申されましたけども、お金のことにしましては、今のところは順調に行っているということと、付加価値を当然付けていかなければならないわけでもございますけども、野菜の方は別なイベントでひとつその有機堆肥栽培と申しますか、そういうものに関しましては、別ないろんな町のイベントでお配りする方向、また、先日も野の花と風薫る郷杯でシイタケ、また米、ブドウと町の野菜を、そういうものを購入いたしまして、120名の方にお配りをいたしましたところでございます。湧水館に関しましては、付加価値を付けるのは、野菜で

はなく、ずっと永久的に付加価値が付くような方向を見極めたいなと思っております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） ありがとうございます。

非常に今の町長のお話、夢のある話を聞かせていただきました。政治、私がこういうことをおこがましく言えるかどうか分かりませんが、政治というのは、やっぱり町民に夢と希望を与える部分が絶対なければいけないと思います。今、おっしゃったトンネルができる、道もできると、人も来ますと、あるいは国際線が9月23日からソウル線も飛びましたと、高森に専務もお見えになりましたと、そういう話を聞きますと、今度は逆に我々が外国に向かって、扉を開いて、たくさん来てくださいと、そういうふうに見える機会もこれからは出てくるかと思えます。そのことによって、また新たな雇用の場とか、そういうものができてくるのではないかなと思っております。特に、韓国では、ゴルフをされると非常に高らしいです。地元の方がされるとですね、ですから、アジアナ航空の方と私もちょっとお話ししたことがあるんですけど、日本につれてきてゴルフさせたいというようなお話もお聞きしたことがあります。そこで、高森町にはゴルフ場もありますし、そこに付帯した宿泊施設もございます。また、休暇村とか、たくさん宿泊施設もございまして、そういう意味では、また別な意味での町おこしがこれからできるのではないかなと思っております。そういう意味では、藤本町長にまた、新たな手腕を期待いたします。

これで質問を終わりますけれども、ちょっと今気になっておりますことは、奥阿蘇の物産館、これを11月で一応閉館をいたします。一時的ではございますが、閉館しますと、こういう話が出てきております。こういうのを聞きますと、やっぱり地域地域をきちきちっと思って生きていらっしゃる皆様方がやっぱり何とかこういうのをもう一遍開いてきちっと働けるように、町長にもがんばっていただきたいと思えます。

それから、これは、私はまだ完全に勉強しておるわけではございませんけど、やっぱり夢と希望を与えるという部分では、今、私が小学生の時だったですか、「巨人の星」というマンガ、テレビですと連続でやっておりました、毎週毎週あれ見るのが楽しくて仕方がなかった。あれの作者が梶原一騎さんという方でございます。本名は高森朝雄さん、ここに書いてある資料では、1936年熊本県生まれと

いうふうに書いております。本人はもう亡くなられておるわけですが、どうも高森伊予守、高森町の土地の殿様の末えいではないんだろかというようなお話も聞いておりますが、私もこれ、きちっと調べておりませんので、何とも言えないんですが、どうもそういうところがあると、梶原一騎さん、本名高森朝雄さんですけど、小学校4年生の時に、お父さんに連れられて、高森町にお見えになっております。その時は含蔵寺にお参りになって、「おまえの先祖はここにおるこの殿さんだ」と、そういうことをお聞きになって、含蔵寺でお参りをして帰ったという話を高森の雄志の方にお話をされております。

これ、何で今この話をしておりますかというのと、例えば、この「巨人の星」というマンガがありました。それと同じ時期に「あしたのジョー」というマンガもありました。これは非常に皆さん、私よりもちょっと先輩になる方達が特に読まれておったと思いますが、これは、どちらが梶原一騎さんでどちらが高森朝雄さんかわからないんですけど、同時期に同じ方が「巨人の星」と「あしたのジョー」というのを出版されました。こういうのを例えば、書籍が相当出ているらしいですね。約2,000点ぐらい本があるんでしょうけども、実際あるのが1,000点ぐらいだそうです。残り1,000点がないと。例えば、高森町で奥阿蘇物産館とは言いませんけど、奥阿蘇物産館でもいいです。こういうところに何しろ、梶原一騎さんの本は全部そろっているぞと、そういうような何かをきっかけを持ってくると、これまた、1つの高森町の起爆剤になるんじゃないかなと思います。これは、また、次回の定例会の時に私なりにまた調べて、いろいろこういうことを町長、何とかお願いしますとか、やってみたらどがんですかとかというようなことを言うかもしれませんが、非常にこれは高森町の町おこしの1つの起爆剤になりそうな部分があります。そういうことで、これを何とか、自分なりに勉強して、また、お話をしたいと思います。何しろ、町民の皆さんに夢と希望を与えると、高森町にきちっと住んで後継者を育てていただくと、そういう町にするためにも、何とかこれから町長にがんばっていただいて、今お話いただいた夢と希望を与える高森町にさせていただきたいと思います。

今日は誠心誠意ご答弁いただきまして、ありがとうございました。質問、終わらせていただきます。

○議長（相馬俊行君） 1番 宇藤 敬君の一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 2番 白石博昭君。

○2番（白石博昭君） おはようございます。2番の白石でございます。

私も議員になりまして5カ月が経とうとしております。この間、大変いろいろなことがございまして、議員の任務の重さといいますか、責任の重さをつくづく考えておる次第でございます。我々は常に町民から見られておるということで、その行動、発言には十分気を付けていかなければならないと思っております。今後ともしっかりとがんばってまいりたいと思います。

それでは、早速ですが、質問の方に入らせていただきたいと思います。

まず、最初の質問でございますけれども、これは、今、1番議員さんの方からもちょうと話が出ましたが、昨年秋に高森町大字河原大道地区に開設されました高森町のオーガニックアグリセンターについてお尋ねをいたします。

今日の農業を巡る諸情勢と言いますのは、国際化や国内における規制緩和の進展、または環境問題への関心の高まり、高齢化や後継者不足、担い手不足でございますが、その減少など、大きな環境変化が進んでいるところでございます。このため、時代に即応した新たな農業への確立に向けて取り組むことが強く求められているところでもあります。

また、一方では、昨年ありましたBSE問題に端を発した食の安全性や食品の偽装表示問題、無登録農薬問題など、食糧への関心が非常に高まる中、消費者のニーズは、安心安全な食糧の供給ということに対しまして、最も重要視されているところでございますし、まさにこれは時代の要請でもあります。

このようなことから、最近では、有機農産物を求める消費者の健康志向やまたその地方、あるいは地域でできた新鮮で安全な食糧を求めるいわゆる地産地消という言葉に象徴される環境保全型有機農業への転換が今最も求められるところでもあります。

さて、有機農業への転換、また、有機農産物の産地化を図りますためには、数年をかけた堆肥による土づくりを基本に、農薬や化学肥料を削減した技術体系の定着を図っていく必要があるかと存じます。

幸いなことに、我が高森町は、自然に恵まれ、広大な草原を有しております。この利点を背景に、環境に配慮した自然循環型農業の推進を図るために、高森オーガニックアグリセンターが誕生したことはご承知のとおりでございます。

そこで、これからの農業を左右することになる当センターにつきまして、農林振興課長に3点、お尋ねをいたします。

まず、第1点は、昨年秋のセンター開設から今日に至るまでの状況の報告、そし

て第2点目は、現在までの堆肥の生産量について、3点目は、これまでの販売実績とこれからの販売計画について、現在、把握できている数字で結構でございますので、よろしくご答弁のほど、お願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 廣木富八君。

○農林振興課長（廣木富八君） 2番、白石議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

議員さん、ご指摘のとおり、高森町は、熊本・大分の源流をなす地域であり、下流域に与える影響は計り知れません。減肥・減農薬による消費者の健康志向に対応した安心安全な農作物を供給することはもちろんですが、水源の涵養、自然環境の保全など、環境に配慮した自然循環型農業を最も推進しなければならない地域だと思われれます。

昨年11月、落成いたしました当センターでは、現在、堆肥生産部門と機械作業受託部門を行っております。堆肥生産部門は、昨年10月より仕込みを始め、平成14年度で牛糞840トン、鶏糞370トンの原料を仕入れ、販売実績はバラ堆肥で230トン、袋詰め100袋を出荷し、約83万4,000円の収入となっております。平成15年、本年4月より8月までの実績は、牛糞922トン、鶏糞453トンの原料を仕入れまして、販売実績はバラ堆肥347トン、袋詰め2,000袋を出荷し、約240万円の収入となっております。また、機械作業受託部門では、平成14年度で、休閒耕プラグ18ヘクタール、4連プラグ2ヘクタールの作業を行い109万円、平成15年度で、休閒耕プラグ13ヘクタール、4連プラグ6ヘクタール、約54万円と現時点での実績となっております。

今後の堆肥販売計画につきましては、現在、仕入れている原料が仕上がった時の数量として、センターの方に800トンから900トンの堆肥があろうかと思えます。要は、実際に農家の方に見てもらって、使っていただかなくては信用を得ることができませんので、今後、機械作業受託部門も併せて、農家1戸1戸に有機農業の浸透を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 2番 白石博昭君。

○2番（白石博昭君） 自席から失礼させていただきます。

農林振興課長さんには、詳細な説明、ありがとうございました。

今、見てみますと、昨年からの稼働にしては、よく販売もできているんじゃないかと思えます。と申しますのは、本年はご承知のように、4月から天候不順で雨の

多い年でございました。作業受託の方もそうでございますけれども、なかなか農家の方も大変な年でございます、実績も上がらなかったんじゃないかというふうに思います。

高森町におきましては、農業は重要な産業でありますし、町の発展のためには、農業の振興は不可欠なものがございます。これからも高森の豊富な草資源や有機物を活用した良質な堆肥による土づくりを基本とし、高品質、低コストで環境に配慮した高森町の農産物を大いにアピールし、農業の振興を図っていただきますように、これからもよろしくお願いをするものでございます。

次に、このセンターの管理運営につきまして、町長さんの方にお尋ねをいたしたいと思います。

現在のセンターの管理者は、農林振興課長であり、係に有機農業推進係長、そして技術作業員が現在1名配置されております。このセンターの業務は、堆肥の生産販売、また、先ほども申し上げました大型トラクターやその他農業機械による作業受託も行っております。果たして、このような多岐にわたる業務をこの体制で維持していくことができるのか、大変危惧をいたしております。

本町の財政が厳しいことは十分理解しているわけでございますが、本町の基幹産業であります農業の振興を図る上でも、また、このセンターの機能を十分発揮させ、町民の多様化するニーズに的確に 대응していくためにも、専任の管理職を設けるなど、この施設に対する管理、運営体制の充実強化を図るべきと考えますが、この点について、いかがお考えなのか、お尋ねをいたします。

よろしくお願いたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 2番議員さんの管理運営についてということでございます。ただいま、オーガニックアグリセンターによる期待を込めての質問だったと思います。管理運営について申し上げますけれども、現在、今、答弁いたしました農林振興課長が懸命に努力をいたしているところでございますが、本町とセンターがあまりにも距離がかけ離れておりますことから、議員の指摘のことが横たわっていることも事実でございます。

ご案内のように、行政を取り巻く環境が大きく変化するとともに、財政健全化に向けた取り組みも進めている中で、従来にも増して、政策形成能力、それも敏速な判断力と実行力、さらには、経営感覚が職員に求められているところでございます。

今まさに、改革を再構築する時代でありますし、より柔軟な思考と発想をもって、本町の将来をしっかりと見極めまして、諸問題に当たっていくことが大切だと考えております。このことも職員には使命感、責任感を持ち、それぞれのセクションでプロフェッショナルな意気込みを持ちつつ、町民の姿勢に立って、仕事に取り組んでまいっていただきたいと思っております。

議員からお話がありましたように、オーガニックアグリセンターは、有機栽培を推進していく上で重要な施設でありますし、水源涵養、環境保全にも十分配慮してまいらなければならないと思っております。また、独立採算施設としては、確かに厳しいものがありますが、少しでもそれに近づくように、懸命な努力をしてまいりたいと、そのように思っております。

管理とは、組織がその目的に従って、確実に機能するように運営していくことであります。したがって、社会状況とその変化に対応して、組織、施策を調整し、変更していくことも管理の重要な要素となります。こうしたことを考慮いたしますと、組織体制の充実は、時期を得た提言であるとも思っております。この問題は、人的なことがありますので、センターが一日も早く一人歩きができるような、いろいろな角度から十分検討し、また、皆様方にご相談申し上げながら、センター長を置くとか、いろんなそういう思案を、思考をまた考えてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 2番 白石博昭君。

○2番（白石博昭君） 2番 白石でございます。

今、町長さんからご答弁がありました。確かに、財政難の中で、難しいことかもしれないかもしれませんが、私、何回かアグリセンターの方にもおじゃまをさせていただいたわけですが、先ほども申しましたように、現在2名の人員でやっているということで、なかなか担当がないということもございます。さっきも申しましたように、作業受託等でトラクター、また作業機械等でおられるということで、センター誰もいないということが多々あるわけでございます。先ほど、町長も申されましたように、今後、アグリセンターを自立をさせていくということになりますと、今のままではとてもではないけれども、うまくいかないんじゃないかというふうに思うわけでございます。本当に財政難の中で、こういうことはどうかと思っておりますけれども、やっぱり先ほども申しましたように、高森町、農業の占める割合というのは、大変に大きいというふうに思います。先ほど、1番議員さんも申されましたように、農業の後継者がいないことには町も発展をしないということにもつながるので

はないかというふうに思います。

そういう面におきまして、町長さんの方にも今後、このことに対しましては、一生懸命考えていただきまして、何とか自立できるようなセンターになるように努力をお願いしたいというふうに思います。アグリセンターの問題につきましては、今後のことということをございまして、私もまた勉強させていただきたいというふうに思います。

続きまして、2番目の質問でございますけれども、私、6月の定例会でも質問をさせていただきましたが、町村合併に関する質問でございます。6月当時の時点では、この町村合併に関しましては、高森町では蘇陽町との合併を求める住民発議が提出され、町長さんが蘇陽町長に対して議会に付議するかどうかの意見照会が行われ、その結果を待つてというような状況ではなかったかというふうに思います。

その後、8月に入り、蘇陽町長から「議会には付議しない」というご返答がございました。このことは、実質的に申しまして、高森町は唯一であったかなと思いますけれども、蘇陽町との合併もできなくなったということでございます。

高森町といたしましては、合併の可能性が非常に低くなって、低くなっているとは申せ、ゼロということではありません。17年3月までの合併ということが望ましくもあったんですが、これはもう今となつては非常に難しい問題かもしれません。

しかしながら、やっぱり今後の高森町といいますか、我々の将来ということを考えました時に、合併ということも視野に入れた施策と申しますか、考え方と申しますか、備えあれば憂いなしではありませんけれども、その時になって慌てるようなことではいけないかと思ひます。

この問題につきましては、蘇陽町から返答があったあと、町長さんはまだ答えとつか、はっきり言っていらっしゃいませんので、今現在、町長さんがこの問題につきまして、どのように考えておられるのか、お尋ねを申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、合併というお話、確かに6月の定例議会で質問を受けたところでございます。もう新聞等でご存じのとおり、蘇陽町の方から蘇陽町も「議会には付議しない」という決定がなされ、報告があったところでございます。

私も6月の定例議会で申しましたように、2番議員さんがおっしゃいましたように、備えあれば憂いなしと、まったく私も同感でございます。そういう意味から開しまして、皆様方にご報告申し上げましたように、合併はやはり避けては通れない

が、特例の方の期限内には少し無理がくるんじゃないかなと、そういうことを申してきたところでございます。決して、合併しないと決定をいたしておるところでもございます。

現在、備えあれば憂いなしということで、現在、職員による町村合併事務検討会を発足させ、合併した場合、どのような事務上の問題があるのか、利点がどのようなことがあるのか、また、合併を想定し、合併協定項目による検討も指示をしたところでございます。町村合併事務検討会に合併しない場合の自主財源確保のアイデア等におきましても、知恵を出すようお願いをいたしておりますし、また、経費の節減も検討するよう指示をいたしております。

自主財源の確保につきましては、私の考えていること、また、各職員からアイデアを出していただき、それを調整し、できることから取り組み、自主財源確保に努める、そのように思っております。

合併するしないに関係なく、行財政の見直しはしていかなければならないし、近いうちに行政改革推進委員会の設置も考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 2番 白石博昭君。

○2番（白石博昭君） ありがとうございます。

今、話の中で、事務検討委員会をつくられたということでございます。町長さんから話はあったわけですが、どのような体制と申しますか、検討委員会の内容をちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 合併事務検討委員会のメンバーにつきましては、各課係長以上を出していただくようお願いし、現在、私を含めまして12名、それに助役がかたっております。第1回の会議を8月8日に行いまして、第2回の会議を9月9日の日に開催しております。毎月1回開くように予定しております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 2番 白石博昭君。

○2番（白石博昭君） 合併に関しましては、県内各地で今もいろんな報道がなされております。最近では、阿蘇郡の産山村が阿蘇郡4カ町村の合併法定協議会から離脱をしたということも報道されましたし、また、天草の方では2市8町の合併ということが進められていたわけですが、有明町・栖本町、そしてまた新和町も離脱案を可決したというような報道がなされているわけでございます。

今現在、合併をした町村もございますし、今から合併をするところもござい
ます。また、合併をしない、離脱をしたところもございますし、高森町に当てはまる
かと思いますが、合併できない町村もございます。

このような中で、今後の問題もございますが、少なくとももうしばらくは高森町
は合併はできないということにおきまして、その中でやっていかなければなら
ないということでございます。しかしながら、単独でいくということになれば、先ほ
ど、町長さんも申し上げられましたように、交付金や補助金の減額、現在でも本当
に厳しい財政状況の中なのであります。ますます悪化していくということが考え
られるわけでございます。先ほども申されましたように、自主財源の確保、また、
経費の節減、いろんなことにおいて、お互いに努力をして乗り切っていかなければ
ならないかというふうに思いますが、もう1回単独で行かざるを得ないことで、行
財政全般の見なおし等も含め、施策としてどのようなことが考えられておるのか、
お聞きをいたしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、2番議員さんがおっしゃいましたように、合併と、前、国
か県か、そういう方向性をAパターン・Bパターンと確かにございましたし、なか
なか枠組みがうまくいきませんで、高森町は現在のようなところでございます。
蘇陽町さんの方にも付議をいたしましたけれども、議会には付議されなかった
ということございました。当然、今、高森町は宙に浮いたような形になっており
ます。いろいろと県内町村におきまして、合併は離脱されたり、いろんな新聞等
でも賑わっておるところでございますし、合併せん時はどういうことですかとい
うことでございますけども、決して合併をしないと決定したわけじゃございませ
んですから、なかなか答弁がしにくうございますけども、ただただ先ほど申しま
したように、備えあれば憂いなしということでございますから、その合併をしない
時の財政面に関しましても、かなり厳しくなるものと思っております。そのた
めに、高森町の長期財政の見直し、またバランスシート等につきましても、い
ろいろと検討してまいりたいと、そのように思っております。

各課の方をお願いをしておりますものですから、今回、総合計画等もござい
ます。やはり各種の事務事業につきましても、現在、策定作業中でございます。
基本計画の中で十分論議を重ねながら、極力無駄を省き、真に必要なことと財
政とのバランスに十分注意しながら、今後、進めてまいりたいと、そのよう
に思っております。

○議長（相馬俊行君） 2番 白石博昭君。

○2番（白石博昭君） 町長さんに無理な質問をいたしまして、大変申し訳ございませんでした。私もまだ合併ということには望みを捨てているわけではございませんが、やっぱり今の状況というものを真正面から見つめ、今後、高森町としてどういった方向に進んだ方が一番いいのかというようなことも考えていかなければならないかと思います。このことは、6月議会でも申しましたが、行政、我々議会、それとともに町民の皆さんのご協力というのも大変重要になってくるんじゃないかなろうかというふうに考えます。なかなか難しいような選択を迫られておりますけれども、今後とも皆で力を合わせて、この高森町、より良い方向に行きますように、努力をしてみたいというふうに思います。これからもよろしくようお願い申し上げます、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（相馬俊行君） 1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） 議長、ちょっと発言を求めさせていただきます。

お詫びを申し上げますが、今、白石議員がここに立って、最後の答弁ということをされました。私も自席で質問終わりますということで、大変議場内で失礼な行動をとりました。お詫びを申し上げます。失礼いたしました。

○議長（相馬俊行君） 2番 白石博昭君の一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りをします。

しばらく休憩したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時52分

再開 午前11時02分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番 山村将護君。

○4番（山村将護君） おはようございます。4番 山村です。初めて一般質問をさせていただきます。

最初に、学校統合の推進について、本年4月、上色見小・色見小・高森小が統合されまして、高森中央小が発足いたしました。先日、運動会に行ってまいりまし

た。非常に盛会で、合併して良かったなというような気はしたわけでございます。統合前の心配事は、統合後の子供の様子を見れば、杞憂にすぎなかったことがわかりいただけると思います。

しかしながら、これで統合問題が終わったわけではございません。あと2校残っております。そこで、町長にお伺いいたしたいのは、残る草部南部小学校、草部中学校の2校の統合については、その後、何の音沙汰もなく心配しているところであります。

3次の答申では、その期日を平成17年4月1日としておるところから、ことは急を要するものと思われまます。ちなみに、保育園については、その統合に向けた論議がちゃくちゃくと進んでいるということを知り及んでおります。今後、いかなる方法、手段をもって学校統合を進められるのか、その時期は果たしていつか、学校設置者として、責任ある実効性のある答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 4番議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

本町は、学校の広さ、自然環境とも良好な立地条件のある中で、児童生徒の数が減少する複式学級等の増加や校舎の老朽化が進むなど、子供を取り巻く学校環境は大きく変化をいたしております。ご案内のように、小中学校統合審議会答申を受けまして、平成7年度には河原小学校・野尻小学校・草部北部小学校3校を統合した高森東小学校が開設いたしました。さらに、色見小学校・上色見小学校・高森小学校が平成15年4月1日、高森中央小学校としてスタートし、ご案内のとおりでございます。

この答申の中で、促進が図られている草部南部小学校並びに草部中学校が近い将来、統合に向けての環境条件が整備されつつあることも確かなところでございます。

ところで、子供達を健やかに育てていくためには、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を再認識して、連帯強調した取り組みを進めていくことが大切ではなからうかと存じております。このことは、次代を担う子供達が健やかに、たくましく育つような環境づくり、学校においては、豊かな人間性とたくましい実践力を整えることができるようにしなければなりません。

このことから、社会においては、その根底に、お互いの思いやり、お互いの立場を尊重し、つまり、基本的な人間尊重の気持ちが流れていることが何よりも肝要だ

と考えております。

学校教育は、人間の生涯にわたる教育の基礎基本となるものを生むものでありますし、今日の大きな課題でもあるわけでございます。いじめや不登校なども基本的にどれだけの人間尊重の精神が子供達の中に浸透し、真に自分のものになるかと、なっているかどうかがキーポイントであろうかと思っております。こうしたことを考えてみますと、ある程度、児童生徒数の整った環境条件が今後は必要になってくるものと認識をいたしております。

申すまでもなく、教育は国家百年の大計であります。子供達は未来からの留学生と言われておりますが、このことから学校教育においては、訪れる時代の我が国の社会の形成者として、人間かつ国際的な感覚を持ち、新しい文化を創造していく心豊かで個性的な人間の育成を目指し、指導の充実を図ることが肝要であります。

したがいまして、この質問については、統合審議会の答申を尊重し、これまでに取り組まれた統合に向けてのご議論や種々の問題の配慮の上に立ち、対極的な判断をもって、平成17年4月1日に、草部南部小学校は高森東小学校に、草部中学校を高森東中学校に統合したいと存じております。今後とも地元のご理解を得るべく、最大限の努力をしまいたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 4番 山村将護君。

○4番（山村将護君） 今更申し上げるまでもなく、学校統合は本町の教育を進行している上で必要欠くべからざるものと私は信じております。とともに、一大懸案事項でございます。このことを抜きにしては、教育は語れないと、私は信じております。過去十数年にわたって、1次・2次・3次と審議がなされております。私も私事ながら、2次・3次に携わってまいりました。もう議論をする時代じゃなくて、もう政治的決断の時代に入っていると、私はそういうふうに考えます。今、町長の答弁にありましたが、時期の問題を私はお伺いしたいと思っております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 4番議員さんの貴重なご意見につきまして、本当に感謝を申し上げますし、お礼を申し上げます。私自身も近いうちに条例案を提出したいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 4番 山村将護君。

○4番（山村将護君） 学校統合をする上で、一番大事なことは何か、皆様方の各課横

断した協力体制にあると、私は思います。しかるのちに、学校統合を前提とした草部地域の振興、あるいは、草部吉見神社を中心とした草部地域の振興、あるいはまた、今、懸案となっております物産館の建て直し、そういったことを横断的にやっていただきたい、そういう気持ちでいっぱいでございます。

続きまして、2番目の質問に移らせていただきます。

稀少野生生物の保護策についてでございます。高森町は、野の花と風薫る郷と言われてもう久しい時間が経っております。観光客の方と接しますと、「キャッチフレーズはどうしてもいいが、野の花はどこにありますか」というような質問が返ってまいります。非常に寂しい思いをしております。

私事でございますが、私は過去において、現在もそうでございますが、国・県の委嘱を受けて、稀少植物の盗採・盗掘の防止、あるいは、また監視活動をやってまいりました。しかしながら、残念なことに、いまだに盗採・盗掘があつたを絶たないような状況でございます。本年5月、北外輪で発見いたしました盗掘跡は、これほど素人のものとは思われない。何坪にもわたるような盗掘した跡が何カ所もあるのを発見して愕然とした次第でございます。

ご承知のように、稀少植物、あるいは稀少動物につきましては、自然公園法、あるいは県におきましては自然環境保全法等によって規制がなされております。しかしながら、自然公園法におきましては特別地域内だけ、自然環境保全法におきましては限られた指定地域、つまり保護区以内だけ、それ以外は採り放題というのが現状でございます。一度なくしたものはもう二度と戻ってまいりません。トキの例を見るまでもないと思います。

こうした事態を招かぬよう、皆様の英知を結集され、ぜひとも高森町で独自の条例なり何なりの整備をお願いしたい。そういう気持ちでいっぱいです。

実例を挙げますならば、本町には貴重な植物が、動物が生息しております。国指定のハナシノブ、これは国の保護区が2カ所、県の保護区が1カ所でございます。それから、言わずと知れた町花でありますヒメユリ、それから、県指定の植物、これも保護区が指定されております。ヒロハトラノとかツクシクガイソウ、その他にも県指定の植物が高森町には多数、これもあつたか、これもあつたかというほど、存在しております。これらを大事にしていくことが我々が与えられた子孫に対する責務である、そういうふうには私は信じております。このような気持ちで本日の質問となったわけでございます。どうか、町長の答弁をお願いいたしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、4番 山村議員さんの質問によりまして、高森町は大変自然がすばらしいところでございますし、このすばらしい自然を後世まで守り続けなくてはならないと考えております。高森町には、国・県が保護指定しているハナシノブをはじめ、県の稀少野生動植物の保護に関する条例の中に指定された動植物によるオオルリシジミ・ツクシマツモト・ヤツシロソウ・ヒゴタイ・サクラソウ・オグラセンソウなど、多くの保護種があります。特に、草部北部・野尻・尾下・河原地区に生息しておりますことについては、4番議員さんが大変一番詳しいのではなかろうかなと思っております。今後、4番議員さんのお知恵を借りながら、自然環境保全審議会等や保全地域指定及び自然環境保全条例の草案を検討してまいりたいと、そのように思っております。開発や盗掘からの貴重な野生植物、動植物を守らなければならないと考えているところでございます。

近隣町村に、白水には町村の条例がございまして、白水村自然環境保全条例、また白水村自然保護条例地域指定と、いろんなことがございます。よそのまねをするわけではございませんけども、4番議員さんのお知恵を借りながら、条例等にも勉強しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 4番 山村将護君。

○4番（山村将護君） ありがとうございます。

町長は、所信表明において、「人、自然、行政の共存」を掲げられております。さらに、「次世代に明るい未来を」と訴えられております。先程来の力強いご回答、ご答弁ありがとうございます。高森町の自然と文化を後世に残す、これは未来からの預かりものでございます。どうか、行政の知恵を結集し、明るい未来を次世代につないでいくための努力を先ほどと同じく横断的に傾注していただきたい。そういう気持ちでいっぱいです。

これで質問終わります。

○議長（相馬俊行君） 4番 山村将護君の一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中謙三です。

私達には知らないことやわからないことがたくさんあります。それゆえに悩みも多くあります。困った時、悩んだ時、私達は力のある人や経験のある人を頼り、相談を持ちかけて、それに対応する措置や指針など、指導を仰ぎます。時には、同僚

であったり、上司であったり、知人であったり、友人であったり、親であったり、さまざまでございます。

さて、ここで大切なことは、相談すること自体、何ら問題がないにしても、アドバイスを受けて行動した結果が思わしくなかった時に、その行動を起こした自分が責任をとるといふ姿勢を持っているかということだと考えます。あの人がこう言ったからこうしてみたのだが、うまくいかなかったとか、相談するのではなかったなど、あたかもうまくいかなかったのはその人の安易なアドバイスのためだと責任を転嫁してしまう人も中にはいます。こんな人は人に相談する資格がないばかりか、自分自身にも責任がとれない人だと私は思っております。自分の人生や運命を自分で決めないで、他人に決めてもらいながら生きる、これは人生の名に値しません。どんなケースにしろ、この道を選ぶと決定するのは自分自身でやることでありますし、誰のせいでもないという自覚が必要だと考えております。人にはそれぞれ生き方、考え方があります。いろんな意見、アドバイスを得て、自分の考えの狭さを修正し、よりベターな道を選ぶのは自分自身でなければなりません。そして、その結果の責任もすべて自分自身で負うのだと思います。責任をとるとは、こういうことだと私は考えておりますし、そしてここで行政において、責任をとるとは、どういうことか。

そこで、今回の一般質問は行政改革のとらえ方という大見出しのもと、費用対効果、行政事務範囲、各種事業の行政責任の3点について、町長の考え方、指針、責任について、質問をさせていただきます。

まず、第1点、費用対効果、これについての町長の考え方ではありますが、先ほど、1番議員、あるいは2番議員、各議員から議員研修、町長も同行されました研修について、志木市の研修内容についてのお尋ねもございました。その中にあって、率直な町長の感じられた感想を再度、お聞かせ願いたいと思いますし、先程来、行革をやる、行革をやるというふうな答弁もございましたけども、何をどの時期からどうやって進めるか、まず、こういう計画づくりの方から示していただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 6番議員さんの質問にお答えいたします。

まず、費用対効果の評価の仕方ということをちょっとお聞きいたしましたが、やはり、投入資源に応じた効果を得られるかどうか、その効率性の評価で、費用対効果が非常に高かったというプラス面、または、費用に比べて効果が不十分であった

とすれば、マイナス面になろうかと思えます。端的に言えば、1億円の投資をして、5,000万円しか効果が上がらなかった場合は、それはカットしなければならないと思えますし、逆に2億円の効果が上がっていれば、さらに、増額してもよいと、そのようなことではなかろうかなと思っております。

一方では、何億円もかけてつくった道路に1日何台もの車が通るかわからない、果たして投資効果があるかと思ってみても、その地元の人にとりましてみれば、大変便利になっているという絶対評価になるわけですのでございまして、費用対効果だけをもって論じることも大変難しいものがあるかと思っております。

しかしながら、これからは、国も地方も政策評価をしないでやっていけない時代であることも間違いないわけですのでございまして、その手法を工夫して、これから行政にどうしていくか、考えていかなければならないと思っております。

それと、志木市のどういう研修で思ったかということでございすけども、先ほど申しましたように、少し高森町に準じると、そういうことはちょっと難しいかなと、そのように実際考えておりましたし、すばらしい提案をなされておりましたけども、私自身質問いたしましたけど、何か、少し絵に描いた餅のように見えますと、そのような発言をしたと自分で覚えております。少し厳しい意見を申しましたところ、相手の方は、これは真剣に論議したところだと笑いながらお答えをいただきましたけども、私自身、なるほどと思うことも多々ありますけども、あまりにも高森町自身とあそこの考え方が財政指数にいたしましても、高森町の0.2に対して、向こうは0.8と、そのような自主財源にいたしましても、約65%もあると、そのようなことで、一概に志木市と比べるというのはいかがなものかと思っております。

今から行政改革をどのようにやるかという質問でもございすけども、先ほど、議員さんに申し上げましたように、行政改革審議員、そういうものを設立いたしまして、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 自席から失礼いたします。どうも答弁、ありがとうございました。

確かに費用対効果というのは、目に見えるお金の動きだけではなくて、その事業をやる目的がいかにかに達成されたか、目的を達成されるためであれば、多大な費用を費やしても、住民の益になるということであればやっていかなければならない、その辺のとらえ方もやはり費用対効果の中では難しい点かと思えます。しかしなが

ら、評価をする段階ですね、いかに評価をするか、その評価するとらえ方の方がより難しいと思っております。先程来、研修した志木市の話がずっと出ておりますけれども、志木市の場合に、あそこは3本柱で行ってございました。いわゆる1つが地方自立計画、こういうのを14年度につくりましたし、併せて同じ14年度に公共事業市民選択権保有条例というのも条例設定しております。いわゆるこれは1億円以上の工事をする際には、すべての事業を市民の方、住民の方に評価をしてもらう制度でございまして、それがいいか悪いか、今の時期かいつの時期がいいかといアンケート方式で広報誌に載せられております。さらには、同じ14年度に行政評価条例というのをつくられまして、民の方からその事業自体の評価をやる前とやったあと、2回に分けて評価をする制度を条例化されておりますので、町長がおっしゃいますように、絵に描いた餅ではなくて、実際、現実にこういう自治体もあるということを再認識していただきたいと、そういうふうに思っております。

では、高森町ではどうするか、一般的によく言われるのが、何でも町のやる事業はコストが高すぎる、いわゆる行政単価というのがございまして、非常に何でも高いと、道を1本つくるにしましても、自分達個人でつくるのには、建設業者の方々がサービス安くしていただきますけれども、公共事業になると非常に高いと、その点、非常に私も議員になる前から疑問でございました。なったあとにいろんな事をお伺いしながら調べていく中で、非常に僕は入札関係疎かったものですから、最初に設計単価というのがあって、さらにその次に予定価格、そして一番最後に最低価格という3つの価格の設定がされているというのがわかりまして、費用対効果の中で、いかにしてコストを下げるかという点では、やはり住民の関心の高い、この入札制度のあり方自体に多少メスを入れていく必要があるはしないかと、そういうふうに思った次第でございまして。

先程来の研修で小淵沢町に行った折りにも、やはりその入札制度の仕組みについて、強く町長自身が語られておりましたし、やはり経費の面の数字の出し方、詳しいことはわかりませんが、その程度にしますけれども、そういう入札制度のあり方について、今後、町長がどのように考えていかれるのか、その考え方を示していただきたい部分が1点と、併せまして、町長は今度の4月の選挙で町長に当選されました。当然ながら、自治法もよくご存じでしょうから、町長自身、以前、会社を持っておられましたので、その自治法の142条に対する町長の考え方をお聞きしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 第1点が入札制度ということでございますけども、私もそういう制度につきまして、えらい勉強をしているわけではございませんし、発注者になったのも今回が初めてでございます。内容につきましては、私は詳しくはございませんけども、ただただ思いますには、国・県の1つの基準のパターンがあるのではなかろうかなと、それを基本として入札は執行されているものと思っております。詳細にわたりましては、総務課長の方に答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

それと、第2点の142条に関しましては、私も前回、皆さんと一緒に議員をしておりますし、2期議員を務めてきたところでございます。私自身はもうそれは確かに建設業を昭和45年に始めまして、確かに平成7年までは社長を務めてきたところでございます。その後は、一切建設業に関しましてはタッチをしておりません。また、今回、町長になるべきことも、事実申しますけども、町を預かりまして、預かると言いますか、大きな言い方でございますけども、町のトップとして、建設業のことを考える暇は一切ございません。ただただ町の皆様方、住民の方々の福祉面、またそういう面に関しまして、日夜努力をし、皆様方と一緒に現在至っておるのも事実でございます。私は何らそういうことに関しましては、堂々としてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） まず、ご質問の設計単価でございますが、設計単価につきましては、県の設計単価を使用しております。価格の統一のために、それを使用させていただいておりますし、それに載っていない分については、物価版により対応させていただいております。

それと、設計の内容あたりについても、県の設計積算基準を準用しております。それから、予定価格でございますが、これは予定価格は今、公表中でございますので、皆さん、おわかりと思います。

それと、最低価格でございますが、これにつきましては、町村により最低を設け、工事の粗悪な工事を防ぐために設定をされております。これにつきましては、それぞれの町村で対応が違ふと思います。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ありがとうございます。

やはり費やす分に関しましては、やはり税金の方、あるいは各種事業もございま

すけども、そういった費用を抑えるという意味では、やはり僕は重要なことだと考えております。

一番疑問に思いましたのは、最低価格と予定価格の差があまりにもありすぎると、最低価格の基準の出し方というのは、詳しくはわかりません。ただ、これは、一応こういうふうになっていますという概算的な数字を一度お伺いしたことがございましたので、その折りに感じたこととございますけども、極端な話、最低価格が例えば、最低価格が500万円ぐらいだったとすれば、予定価格が700万円ぐらいとか、非常にそれだけでも差があるような気がいたします。したがって、最低価格という意味合いというのが、確かに粗悪な工事をなくすとか、そういった未然に防ぐ、材料のきちっとした規格のやつを使う、そういった意味ではわかりませんが、最低価格の本来持つ意味合いが私、わかりませんので、再度、お聞きしたいんですけども、予定価格と最低価格との範囲内が開きが多少ある部分に関しては妥当かどうか、うまく表現できませんけども、最低価格なんていうのはなくともいいような気がするんですね。逆に民間の方から考えれば、その辺について、再度、総務課長の役場としての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 先ほども申しましたように、最低価格が設けてありますのは、粗悪な工事、また粗悪な材料を使用して、まずい工事ができるのを防ぐための措置でございます。

ちなみに、設計あたりにつきましては、技術料でございますので、こういった分に関しましては、最低は設けておりません。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 本来の趣旨から通告制からちょっと外れるのも何ですので、改めて、次回の議会にはこういったことをお伺いしたいと思います。

併せまして、もう1つ、先ほどの自治法142条に関して、町長の方は抵触しないというふうにおっしゃられました。それを再度、総務課長なり、助役なり、指名委員会等になると助役になるかと思っておりますけども、助役の方でそれは保証するなら保証するなりの断言した言葉をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） 私は、指名審査会の一応会長ということでございます。先ほど質問ございました地方自治法142条、これは、兼職の禁止、いわゆる生産者、社

員になることはできないというような旨が規定してあろうかと思いますが、これまでの書類審査上、そうしたことには一切抵触いたしておりません。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、ありがとうございます。ぴしっと言ってもらくと、ぴしっと今からいきますので、非常にやりやすくなると思います。

続きまして、第2点ですけれども、行政事務範囲の考え方、これもいろんな研修の中でありました志木市に行った時に、おばちゃんが出てきて「あら、こんにちは」というあいさつから始まりまして、総合案内所のおばちゃんがいらっしやいまして、職員の方かと思ったら、先ほど、1番議員さんからありましたように、行政パートナーの方だったと、いわゆる公務員がやる仕事と公務員以外でいい仕事、この部分の区分を行政の中でしっかりと把握しないことには、やはりそういったいろんなやり方ができないと思いますけれども、再度、1番議員と重複しますけれども、行政内部の仕事で、公務員でなくてもできる仕事、公務員でなければいけない仕事、こういった分類の仕方をやはり高森町でも行政改革を進める中では、当然、必要不可欠になると私は思いますけれども、町長として、そのあたりをどう考えられるかをお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 行政事務のとらえ方ということでございますけれども、行政事務につきましては、平成8年の行革において、かなり見直されてきておりました。職員は、全住民のために奉仕しなければならないということから、各種団体の事務局も担当課ではなく、団体でしていただくようお願いし、事務量を減らしてきたところがございますけれども、最近では、いろんな面に関しまして、国の施策により、国・県からの権限委譲、また事務移管等によりまして、かなりの事務量が増えてきているのもご存じのとおりでございます。

このことから、事務の見直し、また、民間委託検討する時期でもあり、先ほど、2番議員さんに申し上げましたが、近いうちに行政改革推進委員会等の設置を行いたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 役場の中、いろんな事業があります。私が最初に思ったのは、当時は企画観光課でございましたけれども、七夕コンクールの開票する際に、役場の職員の方が財政課長等がおられたところですけども、されておりました。勤務時間で一生懸命されておりましたので大変だなと、あるいは、いろんなイベントがあるた

びに、今度は職員の方が旗を持って、道路の沿線に立てられたりとか、あるいは後片付けをされたりとか、これも大変だなと、はたまた水道の方においては、水道の水源地の草刈をやられる、これも大変だなと、考えてみれば、誰かがせなんということで、当然、役場の職員の方が今まではされておりまして。本当に汗だくだくになってされておられましたし、その点については、何か涙ぐましい努力をされているなど感じておりましたけども、でも、一歩下がって考えれば、そういう作業をしてくださるような組織なり団体なり、そういう会社なりを育成しておけば、別段職員がする必要もない部分はありませんかと、役場の職員の方々はそれぞれ今、前に座っておられる方々はお金のことを言うのも何ですけども、非常に日当を換算しますと、非常に高い金額になります。約2万いくらか、3万近くになるんじゃないでしょうかね、1日当たり。コストを考えた際に、やはり本来、管理職、あるいは役場の職員としてやらなければいけない業務というのが当然しわ寄せになって、残業されたりとか、ご苦労、よけいされているような気がいたしますので、私はもう一度、役場内の仕事をすべて洗い出し、見直して、住民側でできる仕事、ボランティアでしていただく仕事、あるいは有償でしていただける仕事、そういったやはりきちっとした分業とまではいいませんが、分け方をされた方がよりコスト的には下がるんじゃないかというふうに考えます。

町長の方が就任来のお約束で、今、1階のロビーには総合案内という形で1日職員の方が張り付けられております。課長も座りますし、係長も、一般職員の方も座られます。しかし、本来、やるべき仕事というのは、その日の1日の分はやっぱりどこかにしわ寄せが来ているはずだと、私はずっと思っておりました。確かに目的はきちっとした住民の応対ができるようなということで、研修を兼ねている。住民の方に対して、きちっとしたあいさつができるような研修、そういった目的もあるにはありますけども、コストを考えれば、やはり住民の方からの声もそうですけども、多少、それは無駄じゃないかと、臨時職員の採用が当然、予算の中から通りまして、採用されておりますけども、臨時職員の人達が事務的な部分のお手伝いしながら、管理職の方が机に座っておるとするのは、考え方ではございますけども、私としては、非常にバランスが悪いというふうに考えております。その辺について、そういう行政事務範囲の考え方を再度、町長の方にお伺いし、行財政検討会ですかね、そのいつ頃からどういう目的で、どういう結果を出したいという計画までを示していただきと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 6番議員さんが今、受付のことをおっしゃいましたけども、私は、今無駄とおっしゃいました。私はまず、人間をつくるのがまず、先決だと、そのような考えでございますが、金に換算して、人間が対応するわけではございませんし、いかにして住民の方々の気持ち、また高齢者、障害者の方々に対してどのような態度がとれるのか、そのようなことをまず、人間をつくるのが先だということで、住民の方に顔を合わせることで、課長以下全員でやるべきじゃないか、それも1日交代でございます。1日が3万になるか5万になるか計算したことは今からやってみないとわからないけど、ただ、人間形成をするためには、どうしても住民の方と直接お会いし、言葉を交わしていただきたいと、まず、今頃明るい職場というのはおかしゅうございますけども、やはり何と言いましても、まずは仕事ができる前に人間であってほしいと、そのような目的をもとに今、総合受付という形をおいております。

また、臨時がどうかと言われますけども、それは、それなりにやはり今、職員に関しましても、どういう基準でどれだけの職員がおるのか、そこまで私、ちょっと把握しておりませんが、やはり臨時でも対応したい、雇い込むのは大変ですから、臨時でも対応したいと、そのような気持ちで臨時の方に協力をいただいていると、そのように思っております。

確かに志木市のお話をすれば、すばらしいことでございますけども、やはりこれだけ175平方キロメートル、広大な土地にあります。やはり、どこの高齢者の方も役場の課長さんがどの人かわからなかったり、そぎゃんこつばかりでございます。やはりもっと人と接して、人の優しさ、人間としてのあり方、そして、各住民の方々に一人一人が接していただく、そのような目的をしております。ただ、金だけで、財政面だけで論じるのはどうかと、そのように思っております。

今後、行政改革、どのように、このようにと結論を出すようにと申しますけども、なかなかこの行政改革と申しますのは、今から出すわけでございますから、この人とこの人を集めてこうします、結果はこうでございますというのは、私がここで返答すると、ちょっと私もそこまで考えておりませんものですから、今からそのことに関しましては、十分職員の方々、議員の皆様方にご相談申し上げながら、行政改革、やってまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 町長も今年5月からなられた町長です。住民の期待は非常に大

きいものがございますので、その期待に十分沿うような形で進めていってもらい、やめるのはやめる、続けるのは続けるという形で進めていってほしいと思いますけども、やはり、議場の場でいろんな計画等を示されるのでありますので、多少なりとも打ち合わせでどういった形に進めるぐらいの答弁はしていただきたかったかなと、そういうふうに思っております。

次、第3点とありまして、各種事業の行政責任について、これについてお伺いしたいと思っております。

高森町は非常に館館館が好きでございまして、温泉館・朋友館・物産館・町民体育館・水の資料館と、どれもこれも館が付いておりまして、一歩下がって考えれば、あれもいかん、これもいかん、どうしようと、かんかんだらけでございまして、しかしながら、何でこうなったかという原因については、やはり僕は今のうちから十分論議をしていきたいと思っております。

目的を明確にしなかったからか、あるいは、運営形態の不透明なままの実施だったのか、あるいは、不確定要素があるままの議会の議決があったからか、さまざまな要因、原因があろうと思っておりますけども、やはり、本来の趣旨、目的に沿って、それぞれの施設、それぞれの館ですね、こういったのを今後、どうやって立て直すなり、持っていくのか、方向性を示すべきではなかろうかと思っております。つきましては、朋友館・物産館、この2点がここ1、2年大きくクローズアップされておりますので、この2点について、まず、各担当の方から今後の方向性を示していただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 朋友館から行きます。野尻出張所長 岩下健治君。

○野尻出張所長（岩下健治君） 朋友館の管理運営につきましては、皆様にご心配をおかけしておるところでございまして、8月の17日から9月15日まで、一応休館をいたしておりました。9月の16日から再出発ということで開館を、これは浴場につきましてですけども、開館をいたしております。その中で、目的は福祉を第1するということを第1の目的としてあげております。さらに、管理人の勤務形態、これも今70歳以上の管理人さんを時給で4時間半ほど対応をしております。さらには、券売機の方ですけども、これは町外の方だけの使用とし、町内の入浴客の方には役場の執務時間内に回数券を買っていただき、対応しておるところでございます。さらに、燃料の節減とか、時間を短縮しておりますし、私の試算では、年間約250万円程度、さらに経費の削減ができるのじゃないかということで、福祉を目的としておりますので、それで赤字の解消云々ということにはならないと思っております。

けども、地域住民の方の福祉を第1とした運営をしていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 廣木富八君。

○農林振興課長（廣木富八君） 物産館につきましては、9月12日付け組合から11月より一時休館する旨の届け出がっております。要は、計画当初、いろいろと当時の組合員さん、並びに役場担当がご苦労され、つくられた施設ではありますが、やはりその時代に即応した計画自体はその時代に即応した計画だったかと思いません。ただ、時代の変化になかなか対応できなかったというのは、私、農林振興課長しておりますが、反省をしているところでございます。

今後につきましては、この一時休館ということが後退という意味じゃなくて、前進になるものにしたいと、内々いろいろ私も考えておりますが、まだ、十分町長さんとまだ届け出が出たばかりですので、そこら辺打ち合わせをしております。今後、議員さん方のお知恵を借りながら、努力していくつもりでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ありがとうございます。先ほど、出張所長の方から答弁ございましたように、私はやはりそれが本来の姿だと思っております。目的が地域住民の福祉のためにつくった施設ということであれば、私は多少赤字が出ても、それはやはり目をつぶる、つぶるという言い方はおかしいですね、目をつぶるんじゃなくて、努力しながら、住民の福祉の向上のために、行政が責任をもって最後まで面倒見る、これを地域に任せて、やれあだこうだとかという言い方じゃなくて、最初に目的があって、それをやりだしたなら、最後まで行政が責任をとる、物産館にしてもそう、行政がつくった施設であれば、たとえ赤字が出ようと、地域のためになるということが目的となれば、どんどんお金をつぎ込む、そして、物産館を盛り上げていく努力を行政がしてやる。最後まで面倒を見るのが私は行政だと思っておりますし、行政がつくった施設の宿命はそこだと思えます。しかしながら、どうしてもいかにという時にどうするかを決断はしなきゃいけないというだけの話です。地域からの協力も得られなくなるとか、あるいは、もう赤字補填だけでは追いつかないとか、そういった時に、行政が決断をして、生かすか、やめるか、売るか、そういった決断は行政がすべきだと思いますので、新しい町長になった藤本町長におかれまして、この最後まで行政が責任を見るという、私はそういう期待を込めた意見ですけども、それに対する答弁をお願いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、2点ほど、朋友館と物産館ということでございます。各担当がお答えを申し上げたとおりでございます。私自身も6番議員さんが今おっしゃいましたように、元々営利目的でない朋友館に関しましても、それが当然、福祉関係が、地域の一つの活性化の拠点づくりの一環でもあったというお話を聞いております。赤字がかなり出ておりますけども、それに関しまして、色々と監査委員さんの方から勧告等も出ておりますし、その結果を出張所長が申し上げて、努力をいたしている、極力赤字が出ないように、それでも出た場合に、今続けてやるべきとおっしゃったとおりと私もそのことに関しましては同感でございます。

また、物産館の方でございますけども、農林課長が申しましたように、あそこは管理組合組織ができております。その中に組合長がおられまして、各地域の方々が熱心に論議され、今まで約10年間なされております。今回、振興課長が申しましたことが振興課長の方に地域の方からそういうご報告があったものと思っております。まだ私の手元に来ておりませんので、結果は今から地元の方と十分相談しながら、本当の意味で物産館をどのようにしたらよいのか、それはもちろん、議員の先生方のお知恵をお借りしながら、継続ができるように、そのような方向性を見いだしたいと思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 朋友館の管理運営の方は例規集の中では、出張所の方になっていたわけですね。それは、もうずっとそのままいかれるおつもりですか。それは返事できんですね。わかりました。その返事はまた後ほど聞かせていただきますけども、その出張所形態でうまく地域を起こすための朋友館施設、あるいは物産館も同じような形で進んでおりますので、私は、再度、本当にお伺いしたいのは、今後、どうしたいという部分を町長の方にお伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、申しましたように、朋友館につきましては、継続してまいりたいと思っております。物産館につきましては、今、農林課長が申しましたように、また地元のご意見を十分拝聴しながら打ち合わせてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 役場というところは、いろんな人の集まりでございまして、自分の心の中に思っていることを素直に表現できる人もいれば、言い放しの人もいる

し、黙々と仕事をされる人もいますし、いろんなタイプがこの役場という庁舎内に同居しているわけでございます。風向きばかり見ている人は種を蒔くことも刈ることもしない、こういった言い方もありますし、言い放しの人は知って行わざるは知らざると同じと、こういうこともございます。1人黙々と仕事をする人は行動する姿勢を避難することはできませんが、職場というのは、協調が大事だと、その点もあろうかと思えます。皆さん方で働くチームワークがより効率を高めて、その協力によって目標を達成していくものだと思っております。皆さんとともに、議会も一緒になって、オープンに発言し、行動し、協力し、明るい役場、明るい高森町を目指してともにがんばっていきたいと思えます。

以上で、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君の質問を終わります。

これで、一般質問は終了いたしました。

-----○-----

日程第2 休会の件

○議長（相馬俊行君） 日程第2 休会の件についてを議題とします。

26日と29日は休会となっています。なお、両日が各委員会となっておりますので、よろしく願いをいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午前11時55分

9 月 3 0 日 (火)

(第 4 日)

平成15年第3回高森町議会定例会（第4号）

平成15年9月30日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 同意第7号 高森町監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第2 同意第8号 高森町監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第3 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第4 特別委員長報告について

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1 番	宇 藤 敬 君	2 番	白 石 博 昭 君
3 番	山 室 克 尋 君	4 番	山 村 將 護 君
5 番	甲 斐 直 三 君	6 番	野 中 謙 三 君
7 番	本 田 生 一 君	8 番	甲 斐 廣 國 君
9 番	後 藤 和 昭 君	10 番	甲 斐 正 一 君
11 番	相 馬 俊 行 君	12 番	三 森 義 高 君
13 番	佐 伯 金 也 君	14 番	後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（23名）

町 長	藤 本 正 一 君	助 役	阿 南 哲 也 君
収 入 役	芹 口 誓 彰 君	教 育 長	佐 藤 昭 也 君
総 務 課 長	渡 辺 哲 郎 君	企画財政課長	村 上 源 喜 君
商工観光課長	佐 伯 実 範 君	住民生活課長	瀬 井 公 吉 郎 君
保健福祉課長	岩 下 光 広 君	税 務 課 長	後 藤 秀 希 君
農林振興課長	広 木 富 八 君	建 設 課 長	色 見 隆 夫 君
水資源対策課長	桐 原 一 紀 君	高森中央出張所長	田 上 真 一 君

草部出張所長	二子石	衛 君	野尻出張所長	岩 下	健 治 君
収入役室長	岩 下	昭 久 君	教育委員会事務局長	岩 下	生 人 君
監査事務局長	佐 伯	秀 和 君	農業委員会事務局長	村 嶋	兵志郎 君
総務課長補佐	古 澤	建 生 君	企画財政課長補佐	甲 斐	敏 文 君
代表監査委員	吉 良	嘉 人 君			

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長 尾	和 博 君	議会事務局係長	佐 藤	幸 一 君
--------	-----	-------	---------	-----	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 同意第7号 高森町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第1 同意第7号、高森町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。12番 三森義高君については、本人に関する議案であり、地方自治法第117条の規定によって、除斥に該当しますので、三森義高君の退場を求めます。

〔12番 三森義高君 退場〕

○議長（相馬俊行君） 本件について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

同意第7号、高森町監査委員の選任につき同意を求めることについての説明を申し上げます。

現職の議会選出監査委員の佐伯金也氏は、平成15年9月30日付けをもって辞職することにより、その後任といたしまして、高森町大字高森1813番地、三森義高氏を選任するものであります。

同氏は、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、監査委員として適任者であり、地方自治法第196条の規定により議会の同意を求めるものであります。

どうか、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。提案説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、同意第7号、高森町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本件について、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、同意第7号、高森町監査委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定をしました。

〔12番 三森義高君 入場〕

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君に申し上げます。同意第7号、高森町監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することにしたので、その旨、申し上げます。

-----○-----

日程第2 同意第8号 高森町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第2 同意第8号、高森町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。本件について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 同意第8号、高森町監査委員の選任につき同意を求めることについてのご説明を申し上げます。

現職の代表監査委員の吉良嘉人氏は、1期4年にわたり、本町行政の監査業務にご尽力をいただきましたが、平成15年9月30日でその任期が満了するために、その後任として、高森町大字高森1631番地、色見弘司氏を選任するものであります。

同氏は、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、監査委員として適任者であり、地方自治法第196条の規定により議会の同意を求めるものであります。

どうか、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。提案説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中でございます。自席から失礼いたします。

ただいま、町長の提案理由の中で、1点だけお尋ねしたいと思います。代表監査委員の任期満了に伴うというふうな提案の理由でございました。この9月議会では、議員選出の監査委員さんの辞任もありましたし、さらには、勧告決議案の可決もございました。その中であって、代表監査委員の方からは辞職願いが出ていたかとお伺いしておりますけども、その後、どういうふうな形で任期満了という形になったのかのご説明を願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、6番議員さんがおっしゃったように、もうご存じのとおりでございます。ただ、今回は、代表監査委員の吉良嘉人氏に対しましては、今回、9月30日が任期満了でございます。その意味で、任期満了で町のために一生懸命していただきましたことに関しまして、任期満了ということで、1期を務めていただきましたその感謝を含めましても、9月30日をもって任期満了でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 町長の任期満了に対する考え方はわかりました。まさしく代表監査委員の方にも1期4年間、本当にお世話になっておる次第でございます。しかしながら、疑問点が少し残るわけでございますけども、やはりこういういわゆる町民の中でいろんな不平不満、あるいは、不信感が募っている中で、代表監査委員にあらわれては、辞職、辞表を出されたということになると、やはり私とすれば、これはその代表監査委員の責任の所在の部分が無になるような感じがいたしますけども、その点を1点と、もう1点は、辞表を出されたあとの後任が決まるまでの間の監査委員の職務というのは、監査委員の職務執行者、こういう呼び方で後任者が決まるまでの間は通常通りの代表監査委員、あるいは監査委員としての職務ができるようになっておりますので、自治法の第197条との絡みの解釈を併せてお願いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） まったく、今、6番議員さんがおっしゃったとおりでございます。9月30日の任期満了までは監査委員としての職務を議会選出議員の佐伯監査委員に関しまして、また代表監査委員の吉良氏に対しまして、そのまま職務を遂行していただきましたし、任期満了ということでございます。

私は、任期満了と、執行ということで9月の30日をもって満了ということで

ございますから、執行をしていただきましたということでございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） わかりました。町長の解釈が任期満了ということになりました。となりますと、せっかくいろんなことを起こした責任を代表監査委員の方がとられようとしたのは、任期満了で何も非がなかったということになると、そういうふうに思いますけども、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 非は私が言うまでもなく、議員の皆さん方がよくご存じかと思えますし、非を求めて、どうのこうのということではございませんけども、本人は今、6番議員さんがおっしゃいましたように、辞職願いを出したということでございますから、当然、非を認めるんだと、本人はそのような反省があったんじゃないかなと、少し、本人はそういう反省があったから、そういうことを出されたんじゃないかなと、そのようにも思います。私はですよ。考え方がですね。本人ですよ。私の方は任期満了ということで、お願いをしたいということでございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、わかりました。きちっとした形で任期満了に伴う次の選任ということで、了解をいたしましたので、質疑を終わります。

○議長（相馬俊行君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） これから討論を行います。討論はありませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中でございます。

今回の監査委員の同意第8号について、私自身の考えから申し上げますならば、高森町は今後、町村合併では非常に厳しい情勢になっておる単独でいくという町長の方向性もございますし、さらには、補助金等の見直し等もございます。そういった中において、私自身、監査委員の方に本来ですと、引き続き、前任の吉良さんの方のお願いしたかった気持ちがございますけども、行政経験、あるいは行政に詳しい方、そういった方等の選任の方が私はよろしいかと思っておりますので、この同意第8号については、反対の討論をさせていただきます。

○議長（相馬俊行君） 他に討論はありませんか。賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） もう1回確認いたします。賛成討論はありませんか。

4番 山村将護君。

○4番（山村将護君） 本案につきまして、私といたしましては、当人の人格識見を認めまして、賛成させていただきます。

○議長（相馬俊行君） これから、同意第8号、高森町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（相馬俊行君） ただいまの出席議員は13人です。投票用紙を配ります。

[投票用紙配布]

○議長（相馬俊行君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載を願います。投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（相馬俊行君） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（相馬俊行君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票を願います。

○議会事務局長（長尾和博君） 1番 宇藤 敬議員、2番 白石博昭議員、3番 山室克尋議員、4番 山村将護議員、5番 甲斐直三議員、6番 野中謙三議員、7番 本田生一議員、8番 甲斐廣國議員、9番 後藤和昭議員、10番 甲斐正一議員、12番 三森義高議員、13番 佐伯金也議員、14番 後藤英範議員。

○議長（相馬俊行君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（相馬俊行君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（相馬俊行君） 開票を行います。会議規則第32条第2項によって、立会人に1番 宇藤 敬君と14番 後藤英範君を指名します。立会人の立ち会いをお願いします。

[開票]

○議長（相馬俊行君） 投票の結果を報告いたします。投票総数13票、有効投票13

票、無効投票 0、有効投票のうち賛成 8 票、反対 5 票、以上のとおり賛成多数です。したがって、同意第 8 号、高森町監査委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定をしました。

-----○-----

日程第 3 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（相馬俊行君） 日程第 3 付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題といたします。

-----○-----

議案第 36 号 高森町移動通信用鉄塔整備事業分担金徴収条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 議案第 36 号、高森町移動通信用鉄塔整備事業分担金徴収条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 議案第 36 号、高森町移動通信用鉄塔整備事業分担金徴収条例の制定については、総務常任委員会に付託されましたので、9月26日午前11時より企画財政課長及び課長補佐、それに総務常任委員全員出席のもと、詳細に説明を受け、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第 36 号、高森町移動通信用鉄塔整備事業分担金徴収条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 37 号 高森町移動通信用鉄塔の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 議案第 37 号、高森町移動通信用鉄塔の設置及び管理に関する条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 議案第 37 号、高森町移動通信用鉄塔の設置及び管理に関する条例の制定について、総務常任委員会に付託されておりましたので、9 月 26 日午前 11 時より企画財政課長及び課長補佐、総務常任委員全員出席のもと、詳細に説明を受け、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第 37 号、高森町移動通信用鉄塔の設置及び管理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 39 号 平成 15 年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第 39 号、平成 15 年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 議案第 39 号、平成 15 年度高森町一般会計補正予算及び 14 年度決算審査を同時に行いましたので、一緒に報告ようございますか。

○議長（相馬俊行君） 一般会計だけお願いします。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） はい、わかりました。

9月26日午前10時より、委員全員出席のもと、総務課課長及び係長、各出張所長、企画財政課課長及び係長それぞれ出席を求め、詳細に説明を受け、全員異議なく可とすることに決しましたが、その中で、野尻出張所長より、朋友館の一時休館後の改革の報告がありました。多少ではありますが、この成果が現れており、各委員より朋友館だけでなくして、湧水館、温泉館、物産館、町民体育館など、各施設について、総合的、一元的な管理体制を構築すべきではないかとの意見が出され、協議の結果、今後、町当局において、検討されるよう要望し、報告といたします。

また、午後1時より、税務課課長及び課長補佐、各係、収入役室長、監査室長、それぞれ出席を求め、委員全員出席のもと、15年度一般会計補正予算について、詳細に説明を受け、審査をした結果、全員異議なく可とすることと決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

議案第39号、平成15年度高森町一般会計補正予算について、文教厚生常任委員会に付託されました審議の結果を報告いたします。

9月26日午前10時より午後2時まで、住民生活課、保健福祉課、教育委員会、関係各課長、課長補佐、各関係係長、全委員出席のもと、慎重に審議をした結果、全員異議なく可とすることに決しました。

なお、款9教育費、項1の教育総務費の2事務局費のうち節8の報償費180万円については、その方法について、いろんな意見が出され、その目的内容を今後、十分検討し、実施するというので決しておりますので、併せて報告をいたします。

○議長（相馬俊行君） 建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 和昭です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第39号、平成15年度高森町一般会計補正予算について、9月26日午前10時から第1委員会室におきまして、全委員出席のもと、農林振興課、農業委員会事務局、商工観光課、建設課の各課長、局長、並びに各課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、また、29日には、災害現場を中心に補正予算関係の現地確認を行い、慎重に審議した結果、全員原案どおり可とすることに決しました。

なお、農林振興関係で、堆肥の販売価格の引き下げ、有害鳥獣防除対策補助率の

引き上げなどを検討するよう、また商工観光関係では、高森峠の駐車場券の必要性などを検討し、自主財源の確保に創意工夫するよう意見が出されました。また、奥阿蘇物産館の一時休館に伴い、今後の運営形態などを検討するため、先進地視察を行うことを決定しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありますか。8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 失礼をしました。私の委員長報告と企画財政課からいただいております中で、1項目だけ抜けておりましたので、再度報告をさせていただきます。

企画財政課の中で、6月定例会で補正されました中心市街地活性化拠点整備施設のための予算50万円につきましては、その際、設計委託ということでありましたので、その他の準備的費用に使用することの条件を付けておりましたが、今回、整備のための概略的な整備案の絵、いわゆるパーツを作成し、来年度の本設計につなげるために使用したいとの説明を受け、このことは、準備的費用と判断し、了承したところであります。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 質疑は疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。議案第39号、平成15年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第40号 平成15年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第40号、平成15年度高森町国民健康保険特別会計補正

予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 議案第40号、平成15年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託されておりましたので、9月26日午後1時30分より、税務課長及び課長補佐、各係、それぞれ出席を求め、委員全員出席のもと、詳細に説明を受け、全員異議なく可とすることに決しました。

なお、これより先、午後1時より6月定例会中の全員協議会の中で、健康保険特別会計不祥事の結末について、前今村博信町長より、直接意見を聞いてほしいと、総務委員会に要請があり、今回、前今村博信町長を参考人として委員会に出席を求め、私委員長より3点についてお尋ねをいたしました。

第1点、不祥事問題について、前町長として道義的責任について、第2点、安藤家の山林購入の事実関係、第3点、代位弁済した金について、安藤家より今村氏への返済がなされるのではないかについて、お聞きをいたしました。まず、第1点については、何度も議会内でも返答が繰り返されましたが、その繰り返して道義的責任については、自分では果たしていると返事ございました。また、第2、第3点につきましては、現職のうちは寄付行為になるため、山林を購入した形で返還金1,200万円をつくり、国に返還を行ったと、安藤家より一切の返還を求めるつもりはないというご返答ございました。

これにより、前今村町長は、1,200万円をもってその責めを負いたいという気持ちであろうと思われまますし、これ以上、前町長を責めることはどうかと私自身思うと同時に、この不祥事に関して、多くの職員の皆さんが心を痛め、一日も早くすっきりした形でこの問題が解決をすることを待ち望んでおられるのではないのでしょうか。法的に裁かれない限り、責任の果たし方にはいろいろな形があると思われまますが、町民のすべてが満足できる形ではなかったにしろ、前町長及び前収入役、職員の皆さんが代償として出された金額については、全町民に公表し、1つの区切りにすることが望ましいのではないかと、そう考え、報告を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号、平成15年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第41号 平成15年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第41号、平成15年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第41号、平成15年度高森町介護保険特別会計補正予算については、全委員出席のもと、保健福祉課課長、杉田課長補佐、阿南福祉係長、東保健推進係長に出席を求め、詳細に内容等を慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号、平成15年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第42号 平成15年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第42号、平成15年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 和昭です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第42号、平成15年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について、ご報告いたします。

平成15年9月26日午後1時より、第1委員会室において、全委員出席のもと、水資源対策課長及び課長補佐の出席を求め、内容について、詳細に説明を受けました。今回の補正予算については、平成14年度分の繰越金の確定に伴い、繰越額を職員人件費の調整と残額を予備費に充当するもので、慎重に審議した結果、全委員可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号、平成15年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第43号 平成15年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第43号、平成15年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 和昭です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第43号、平成15年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について、ご報告をいたします。

平成15年9月26日午後1時より第1委員会室において、全委員出席のもと、水資源対策課長及び課長補佐の出席を求め、内容について詳細に説明を受けました。農業用水については、基金運用収入により今日まで運営されてきていることは承知しておりますが、ここ数年、低金利政策の中での会計の収支が非常に厳しい状況下にありますので、早急に農業代表者検討会議を開催され、電気料金の経費削減策を協議されるよう要望いたします。

なお、今回の補正については、平成14年度分の繰越金の確定に伴い、既定の繰越額を精算するものであります。慎重に審議した結果、全委員可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号、平成15年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

認定第1号 平成14年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（相馬俊行君） 認定第1号、平成14年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。
総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 認定第1号、平成14年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について、総務常任委員会に付託されました総務課、企画財政課、各出張所、税務課、会計室、監査室について、ご報告を申し上げます。

9月26日午前10時より3時まで、総務課長課長補佐、各係長及び企画財政課課長及び課長補佐、各出張所長、税務課長、課長補佐及び各係、会計室、監査室、それぞれ出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審査を行った結果、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

認定第1号、平成14年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について、ご報告いたします。

文教厚生委員会に付託されました認定第1号については、9月26日午前10時より午後2時まで、全委員出席のもと、教育長、関係各課局長、各係長に出席を求め、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 和昭です。

建設経済常任委員会に付託されました認定第1号、平成14年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について、9月26日午前10時から、第1委員会室におきまして、全委員出席のもと、農林振興課、農業委員会事務局、商工観光課、建設課の各課長、局長、並びに各課長補佐、及び各係長出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全員異議なく原案どおり可とすることにいたしました。

なお、同日、午後1時より、水資源対策課長、課長補佐の出席を求め、詳細に説明を受けました。その中で、簡易水道事業特別会計については、水道事業の現在の運営は、施設の維持管理や工事等を伴う上で、一般会計からの繰入金により事業を実施している状況であり、準公営企業の適用を受け、独立採算が原則であることから、安易に繰入金に頼ることは望ましいことではないと思われまます。水道事業の適

正運営を行うため、施設管理では水道管の漏水対策や水道使用料金等を見直す必要があると考えられます。以上、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、各委員長報告のとおり認定したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。認定第1号、平成14年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、各委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 特別委員長報告について

○議長（相馬俊行君） 日程第4 特別委員長の報告についてを議題といたします。

交通総合対策特別委員長の報告を求めます。交通総合対策特別委員長 甲斐正一君。

○交通総合対策特別委員長（甲斐正一君） 10番 甲斐正一です。

交通総合対策特別委員会のご報告を申し上げます。

平成15年9月25日午後1時10分から、第3・第4委員会室において、委員6名と議長、教育長、教育委員会事務局長、同次長、総務課長、同補佐、保健福祉課長、同補佐、係長、建設課長、企画財政課長、同補佐、出席のもと、また、平成15年9月26日午後3時30分から第2委員会室において、委員全員と企画財政課長、同補佐出席のもと、委員会を開催いたしました。

まず、審議についての報告の前に、特別委員会の委員長及び副委員長の交代について報告をいたします。前委員長、佐伯金也議員から「議員辞職勧告を受けた私が

今後継続して委員長として務めることは議会運営上望ましくないと考える。このため、委員長の職を辞したい。議会運営がうまくいくためにも、皆様のご協力をお願いしたい」旨の発言があり、協議の結果、これを許可し、委員長に私、甲斐正一、副委員長を後藤和昭議員とすることが満場一致で決定されました。まずもって報告いたします。

それでは、会期中における審議内容について、報告します。

まず、現在までの経過報告及び今後のスケジュールについて説明を受けた後、前回までの決定事項の確認、引継、審議を行いました。その中で、本年10月1日から運行予定でありました仮称町民バスにつきましては、その後の状況の変化に伴い、事務処理上の問題から運行を延期し、平成16年4月1日に運行を開始することで最終確認をいたしました。

また、運行が延期されることになりました理由の1つでありました草部からの通学生の対応に関しましては、広報誌による住民への周知を図ること及び高校へ早急に告知し、関係者の理解を得ることとし、バス運行とは切り離すことといたしました。また、バス運行に伴い、決定する必要がある事業者の選定につきましては、次回、会議までに資格審査要綱等を整備し、提案するように事務局に依頼したところであります。

また、保育所の集合保育開始に伴う送迎バス運行計画につきましては、文教厚生委員会との関係もあるわけですが、当委員会にいたしましては、審議の結果、財政的にもその効果が期待できますので、承認したところでございます。

以上、報告いたします。

○議長（相馬俊行君） 議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長 本田生一君。

○議会広報特別委員長（本田生一君） 7番 本田生一でございます。

議会広報委員会の報告を申し上げたいと思います。

今回の選挙におきまして、新しい広報委員の中でスタートいたしましたけれども、まったくの広報委員皆さん方初めてでございます、大変苦慮いたしまして、先輩の広報委員の野中氏をたまに呼んで聞いたりいたしましたけれども、6月の定例会の広報につきましても、もう少し早く出さなくてはならなかったと思いますけれども、だいぶん手間取りまして、9月の初旬に発行いたしております。9月の定例会の広報誌につきましても、早めに2回目でございますので、だいぶん手順がわかってきたような感じでございまして、広報委員一同、早めに発行できるようにが

んばっていきたいというようなことで、今がんばっております。

また、8月の5、6の2日間、東京の方で第1回の町村議会議員の広報の研修会がございまして、その研修会につきまして、少しだけ報告を申し上げておきます。

東京の全国町村議会議員会館の第2分科会におきまして、広報コンサルタントの深川先生の講義がございまして、1番目に、議会広報のあり方について、議会広報を元気にする23枚のカルテを資料といたしまして、出されまして、議会の議題をありのままにと、わかりやすくというようなこと、住民とともにを基本に、そのカルテの症状と対策について、説明がございました。

2番目に、全国の12町議会の広報誌がございすけれども、その広報誌を拝見して、基本姿勢と企画、文書、用語表記につきまして、また、3番目に編集と印刷の技術と、その3要素に基づきまして、費用とアドバイスがありました。

以上の広報についてもとてもわかりやすく勉強になったわけでありまして、今回のこの研修で学んだことを今後の我が町の議会広報誌便りの編集に役立てまして、中身の充実した町民にわかりやすい広報誌を今後つくってまいりたいと思います。今、申し上げましたけれども、9月のこの議会につきましては、10月中には出したいなというような気持ちでがんばってまいりたいと思います。

以上、終わります。

○議長（相馬俊行君） 町村合併検討特別委員長の報告を求めます。町村合併検討特別委員長 三森義高君。

○町村合併検討特別委員長（三森義高君） 12番 三森でございます。

町村合併検討特別委員会の結果報告を申し上げたいと思います。

平成15年6月25日午後1時から、第3・第4委員会室において、特別委員8名全委員出席、議長、また改選後の初めての研修会がございましたので、自主参加といたしまして、新議員さん、本田議員さん、甲斐直三議員さんの自主参加がございました。また、説明のため出席されたのが、藤本町長、渡辺総務課長、古沢総務課長補佐、内容につきましては、町村合併の今後の取り組みについて、県阿蘇地域振興局、振興調整草野室長、及び西野主幹を講師に招き、三位一体の改革、また市町村合併に関する国の動き、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003、国庫補助負担金整理合理化方針など8項目にわたって説明を受け、勉強したところでございます。

また、平成15年7月9日午前9時から第3・4委員会室において、合併検討特別委員全員8名、議長出席でございます。また、説明のため出席した者、藤本町

長、渡辺総務課長、古沢総務課長補佐、蘇陽町を合併対象とする合併協議会設置請求を受け、蘇陽町長及び議長が7月4日来町されたため、その内容について藤本町長が報告、これを受け、特別委員会として蘇陽町との合併を推進するのもしないのかについて協議を行った結果、住民発議は無視できないものであり、合併については前向きに取り組むことを確認したところでございます。その後、全員協議会を開きまして、全員協議会においても、合併特別委員会の報告どおりの確認を受けたところでございます。その後、蘇陽町から付議しない旨の報告を受け、現状といたしましては、単独の状態になっております。

それから、平成15年9月5日、県立劇場において講演、望月・諸井先生の講演を聴き、町村合併の進め方、三位一体の改革等々、いろいろと講演を聴きましたけれども、この講演については、昨年開いてほしいなというような意見でございます。内容については、その旨の内容が多かったということを感じたところでございます。

また、平成15年9月10日、町長全議員による行政視察を行ってまいりました。単独で行かざるを得なくなった小淵沢町を視察、小さくてもきらりと光る町づくりを目指して、独自の発想をもってあらゆる事業に全国の先駆的な取り組みをしている小淵沢町においては、高速道路も横断しており、まだまだ住宅地として伸びる要素も十分にあったところでございます。

また、9月11日に志木市を視察をいたしました。志木市においては、近隣の4市との合併協議会を設立し、合併の是非を含めた協議を進めている。また、志木市においては、少子高齢化の到来により、税収は減少し、国の財政悪化による地方交付税も削減されることが確実で、市民も将来に強い不安を持っておられ、そのような中で市民がつくる市民の志木市の実現に向けて、元気で自立する町を構築するため、未来を切り開く新たな住民自治への挑戦として、志木市地方自立計画の導入を計画され、市民と共同して運営する日本一暖かい低い運営費用の町を目指す長期的で大胆な地方の自立を目指すと熱く語られておりました。

この2つの町と市を視察したところでございますが、現在のところ、財政的には非常に恵まれておりますけれども、将来的に大変不安を持っておられるというのが、同等の意見でございますし、また、今後においては、合併抜きでは考えられない、また小淵沢においては、合併はできなかったけれども、単独で誠意を持って一生懸命に取り組むという姿勢の町長の言葉でございました。

以上、結果報告を終わります。

○議長（相馬俊行君） 以上で特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） これで、本日の日程は全部終了しました。

なお、次期議会運営につきましては議会運営委員会に、また交通総合対策につきましては交通総合対策特別委員会に、議会広報につきましては議会広報特別委員会に、町村合併問題につきましては町村合併検討特別委員会にそれぞれ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会・交通総合対策特別委員会・議会広報特別委員会・町村合併検討特別委員会にそれぞれ付託することに決定をしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 会議を閉じます。

平成15年第3回高森町議会定例会を閉会いたします。お疲れでございました。

-----○-----

閉会 午前11時00分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成15年第3回定例会

平成15年9月発行

発行人 高森町議会議長 相馬俊行

編集人 高森町議会事務局長 長尾和博

作成 株式会社アクセス

電話 (096)372-1041

高森町議会事務局

〒869-1600 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (09676)2-1111